

令和3年度  
教育委員会の点検・評価  
(令和2年度事務事業対象)

「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」

令和4年1月  
湯河原町教育委員会  
事務点検・評価委員会

# 目 次

1	はじめに	
(1)	趣旨	1ページ
(2)	点検及び評価の対象	1ページ
(3)	点検及び評価の方法	1ページ
2	令和2年度湯河原町教育委員会基本方針の概要	2ページ
3	点検及び評価の結果	
(1)	教育委員会の活動	7ページ
①	教育委員会会議の運営	7ページ
②	総合教育会議	12ページ
③	教育委員の教育推進活動	12ページ
④	湯河原町教育委員会の構成	14ページ
(2)	教育委員会の実施した施策・事業	15ページ
①	「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の 「生きる力」の育成	15ページ
②	「信頼される学校づくり」の推進	19ページ
③	「安全・安心な学校づくり」の推進	21ページ
④	人と人とのふれあいを大切にし、思いやりの心を育む	23ページ
⑤	人権教育及び人権啓発の推進	24ページ
⑥	生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動の支援	26ページ
⑦	家庭・地域の教育力の向上	27ページ
⑧	子どもの読書活動の推進	28ページ
⑨	青少年の健全育成	29ページ
⑩	芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用	31ページ
⑪	町民一人ひとりのライフスタイルに応じた生涯スポーツの普及	36ページ
⑫	国際化の推進	39ページ
⑬	総合教育会議	40ページ
4	事務点検・評価委員の総合評価	
(1)	総評	41ページ
(2)	今後の課題	45ページ
5	教育委員会事務点検・評価委員会開催経緯	47ページ
6	参考資料	
(1)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）	48ページ
(2)	湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会設置運営規則	48ページ

## 1 はじめに

### (1) 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することとなっています。

湯河原町教育委員会では、法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進を図るとともに、実施した施策・事業について点検・評価を実施し、報告するものです。

平成 26 年度に初めて点検及び評価を行い、今回は、第 8 回目となりますが、概ね良好な評価をいただいております。今後ともこの点検・評価を生かし、本町教育の充実に向けた取組みを進めるよう努めてまいります。

### (2) 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象とする事業は、「令和 2 年度湯河原町教育委員会基本方針」に定める各施策に基づいて実施した事業を対象としています。

### (3) 点検及び評価の方法

教育委員会事務局において、事業ごとに取り組んだ実績を整理し、その達成度を自己点検・評価を行ったうえで、点検・評価内容の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する外部委員の方々に意見と総評をいただきます。

#### 評価（自己評価）

達成度評価	
・計画どおり実施することができた。 ・目標やねらいに沿った具体的な成果が表れている。	A
・ほぼ計画どおり実施することができた。 ・概ね具体的な成果が上がっている。	B
・計画どおりではなかったが、事業目的を達成した。 ・事業の執行等に改善の余地がある。	C
・計画より遅れている、あるいは未実施である。 ・事業の見直しを含めた検討が必要である。	D
・新型コロナウイルス感染症の影響や緊急事態宣言等により、事業を中止せざるを得なかったもの。	—

#### 外部委員

(敬称略)

事務点検・評価委員名	役職等
畑 敏明	城堀区長
佐宗 俊久	元公立学校長
深澤 里奈子	元湯河原小学校 P T A 会長

## 2 令和2年度湯河原町教育委員会基本方針の概要

### (1) 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります。

「確かな学力」について

学校教育法第30条第2項に規定された学力の三要素、「①基礎的な知識及び技能の習得」「②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成」「③主体的に学習に取り組む態度の育成」のバランスのとれた教育の充実を図ります。

学校では、基礎的、基本的な知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てることが必要であり、「わかる授業」を目指します。

家庭では、予習・復習に留まらない日ごろの学習習慣を身に付けるため、児童・生徒が学習に集中できるような環境を整えていくことが必要です。

また、学校では児童・生徒が目標や課題を持ち「学びあい、深めあい、高めあう」ことによって、自分の良さを伸ばしていくことができるような教育を、学校・家庭とが連携して目指します。

「豊かな心」について

「豊かな心」とは、美しいものに感動し、生きることの喜びと感謝の気持ちを持つことであり、自分を大事にすると同時に他人を思いやる心でもあります。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、ルールやマナーを守り、時と場所に合わせて行動ができる実践的な力を養うことが必要です。

また、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、校外学習活動などの豊かな体験学習や芸術、文化にふれることなど、様々な分野に親しむ機会を設け、自分の興味のあるものをみつけられるようにします。

「健やかな体」について

健やかな体を育むために、スポーツに親しみ、早寝、早起き、朝ごはんなどの望ましい生活習慣を身に付けられるよう、児童・生徒の発達段階に応じた取り組みを行います。

体力の向上に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導は、家庭や地域との連携を図りながら行っていきます。

また、様々な経験や学習を通して「食」に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる児童・生徒を育てるため「食育」の推進を図ります。

「生きる力の育成」について

子どもたちが集団生活をする中で、生涯にわたる人間形成の基本と将来の自立に必要な力を養い、個性と創造性を伸ばすことができるよう、発達段階に応じた教育内容を計画的に行います。

また、単に知識を詰め込むだけでなく、学ぶ意欲を高め、自らの目標や課題を設定し、解決していくことで、未来を切り拓いていく勇気と力を育む教育を推進していきます。

### (2) 「信頼される学校づくり」を推進します。

充実した教育活動を推進するため、幼稚園、小学校及び中学校がそれぞれ創意工夫し、地域の実態や特性を生かした教育活動に取り組むと同時に、幼・保・小・中の連携を図り、児童・生徒の学校生活が充実するよう、より一層配慮していきます。

学校評価及び学校情報の公開、家庭・地域との十分な連携及び学校評議員、PTA、子ども会などとの交流を通じ、学校、家庭、地域とが相互に補完し合うため、外部評価の導入による客観的な評価のもと学校改善を行い、教職員と一丸となって信頼される学校の実現に向けて努力していきます。

いじめの問題につきましては、「どの子どもにも、どこの学校でもいじめは起こりうる」という前提のもとに、未然防止、早期発見に努め、解消を図れるよう学校、家庭、関係機関との連携を強化し対応してまいります。

不登校児童・生徒につきましては、様々な背景があることを理解して、訪問、相談など家庭との連携を深め、教育支援教室を主体とした指導体制の充実を図るとともに、不登校の未然防止として、学校では、Q-Uアンケートによる学級の把握、「絆」、「居場所」を意識した学級づくりなどを推進してまいります。

課題を抱えた児童・生徒につきましては、個々の課題の解決に向けてスクールカウンセラー、支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカーなどを活用し、教職員及び当該家庭を支援していきます。

体罰・暴力行為につきましては、暴力等が起こらない土壌が作れるよう、日頃から快適な校内環境を維持し、撲滅に努めていくことで、保護者や地域から信頼される学校づくりを進めていきます。

### (3) 「安全・安心な学校づくり」を推進します。

学校は、児童・生徒が一日の多くの時間を過ごす場所であり、その安全確保に努めることは、学校運営の基本であり、各学校には、児童・生徒が安心して楽しく学校生活を過ごし、やる気を引き出す場所となるよう、安全・安心な学校づくりに全力を挙げて取り組む責任と使命があります。

防犯対策として、学校施設内に防犯カメラなどを配備し、外部からの不審者の侵入を防ぐ対策を講じております。また、不審者情報をいち早く保護者へ知らせるため、情報システムの活用をしておりますが、更なる活用を図っていきます。

防災対策として、小・中学校の防災マニュアルなどを随時改正し、防災訓練を実施して、小・中学校間、保護者、地域との連携を更に深め、有事の際に備えます。

小・中学校校舎等の施設整備については、老朽化が進んでいるところですが、優先順位を付けて整備を進めてまいります。

登下校の安全対策では、小学校低学年から交通安全教育を実施し、「子供 110 番」や安全マップの有効活用、保護者、地域の方々による登下校時の見守りなど地域ぐるみで子どもの安全確保に努めます。

なお、学校の位置については、今後どうあるべきか検討を進めるため、「ゆがわら 2011 プラン」後期基本計画にも少子化を見据え、学校のあり方を含め教育環境整備を検討していくこととしております。

町では、公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画を策定するため、学校、体育、生涯学習施設を含む公共建築物の実態把握や整備の方向性などを検討する委託業務に着手したところであり、将来の児童・生徒数や地域における学校のあり方などを含めた、総合的な学校のあり方を検討してまいります。

### (4) 人と人とのふれあいを大切にし、思いやりの心を育みます。

日常生活を通して社会のルールやマナーについて理解し、発達段階に応じた基本的生活習慣

を身に付け、規律ある態度を取ることができる児童・生徒の育成に努めます。

本町が、「湯河原町観光立町推進条例」を制定し、観光を町の基幹産業として更に発展させるため、町民一人ひとりが「おもてなしの心」を観光資源としてとらえ、観光立町の実現を目指していることの理解を深めます。

また、地球温暖化や大気汚染、都市化によるごみの増加など地球規模での環境問題が世界共通の課題となっており、「環境に対する豊かな感受性や見識を持つ人づくり」を目標に、身近な体験活動等環境教育や環境学習を通して、地球にやさしい行動のできる児童・生徒の育成に努めます。

これらのことに適切に対応していくためには、学校のみならず、保護者や地域の方々の協力を得ながら、児童・生徒たちの授業の補助や学習環境の整備など様々な場面でのボランティアの活用が図られることが必要とされ、各校のコーディネーターが研修会や情報交換会を通して得た知識や情報を活かし、児童・生徒をフォローしていく仕組みの確実な構築を図っていきます。

#### **(5) 人権教育及び人権啓発を推進します。**

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらにもっている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。

町民一人ひとりが、学校教育や社会教育などを通じ、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、性別、国籍、ハンディキャップやそのほか他者との違いを認め、「共に生き、支え合う地域社会」を実現することを目指し、人権教育を総合的に推進します。

いじめの問題に関しては、いじめ問題対策連絡協議会により、関係機関との緊密な連携を深め、家庭、学校、教育委員会に留まらず、地域全体で関わり、見守っていく土壌を培っていくとともに、「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見、解消に努めていきます。

また、各学校においては、「人権教育に係る年間計画」を策定し、月別に目標・ねらいを定めた方策を実施し、振り返り評価を行うことにより、人権に関する意識を高めていきます。

#### **(6) 生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動を支援します。**

子どもから大人まで、いつでも・どこでも・だれもが学ぶことができ、また、ともに学び成長することができる「まち」の創生が求められています。

このようなニーズに加え、「教育」から「学習」への潮流の変化を踏まえて、学習プログラムや文化・学習情報を提供し、町民の学習意欲と創意・工夫を凝らした自主的な文化活動や学習活動を支援していきます。

また、国際化の進展に対応するためには、国際理解や国際感覚の醸成を図る必要があります。

姉妹都市への中学生の派遣や語学講座の開催などにより、異なる文化や習慣などの理解を深める機会を推進していきます。

このほか、超高齢化社会における具体的な生涯学習支援の方策や社会教育施設、社会体育施設、学校施設などの役割について検討していきます。

#### **(7) 家庭・地域の教育力の向上に努めます。**

家庭教育は、すべての教育の出発点であるとともに、乳幼児期の親子の絆の形成にはじまる家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上

で重要な役割を担うものです。

家庭教育は、保護者の責任であると同時に、保護者の権利や喜びであるということを見い出せるよう、学校、家庭、地域が連携を深め、協働する教育環境の醸成を図っていきます。

#### (8) 子どもの読書活動を推進します。

「第三次湯河原町子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）に沿って、豊かな心を育てる子どもの読書活動を推進します。

その方策として、特に、家族みんなで本を読む「家読（うちどく）」を推進し、おはなし会などの催し物を通し、本に親しむ機会を提供します。

また、利用したくなる学校図書館を目指し、町立図書館と学校が連携して学校図書館の活性化を図るほか、学校図書ボランティアの活動を支援していきます。

#### (9) 青少年の健全育成に努めます。

青少年を取り巻く環境は、情報化の進展などめまぐるしく変化しております。携帯電話やスマートフォン等の情報機器は、急速な普及に伴い、コミュニケーション・ツールとして大きな役割を果たしている一方で、人間関係の希薄化、有害情報の氾濫等により、青少年が犯罪に巻き込まれるなど、青少年の健全育成を図る上で新たな対応を迫られています。

このような状況の中で、未来を担う青少年が、社会の一員であるとの自覚を持って、心豊かにたくましく育つことができるよう、青少年関係団体をはじめ、学校、家庭、地域、行政が一体となり、社会参加や多様な体験ができる機会の提供に取り組み、青少年の非行防止と健全育成に努めます。

また、子どもたちが学校以外で安心して学び遊べる「居場所」のあり方及び運営方法等について、民間の取り組みとあわせ検討していきます。

#### (10) 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。

生活に潤いと心の豊かさをもたらすため、文化の享受や活動の重要性が認識されています。文化は、生涯を通じた「心の教育」にとって重要な役割を果たすとともに、地域社会の活性化にとっても大きな役割を担っています。

地域に息づく文化活動を助長し、発展させるとともに、伝統文化の継承・発展などにも積極的に取り組み、図書館、美術館や地域会館などを拠点に、文化活動を実践、体験できる学習の機会と発表の場を提供していきます。

子どもたちに、湯河原の歴史や文化にふれる場、体験する場を設け、郷土を愛する心を育みます。

有形・無形の文化遺産の保護・周知に努め、新たな文化財の発掘・指定について、今後も継続して調査研究していきます。

#### (11) 町民一人ひとりのライフスタイルに対応した生涯スポーツの普及を推進します。

スポーツは、健康増進や体力向上を図るのみでなく、人間の「心」と「体」の健全な発達を促し、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会形成に寄与するものです。そして、生涯にわたり健康で文化的な生活を送るために、自らの健康の大切さを認識し、進んで健康の増進を図っていくことが重要です。

町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、町民体育館やへ

ルシープラザ、学校施設、町有のスポーツ施設などの活用を図りながら、体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体などと協働してスポーツの普及や活動支援を推進していきます。

## (12) 総合教育会議

平成 27 年度に設置された「総合教育会議」は、教育の中立性、継続性を確保しつつ、町長との連携強化、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図るとともに、社会情勢の変化に伴い、学校教育、社会教育のそれぞれが抱える課題について、町部局との共通認識が図れるよう努めてまいります。

また、「総合教育会議」の場で協議した「湯河原町教育大綱」に掲げる基本目標の推進に向けた計画づくりに取り組んでまいります。

### 3 点検及び評価の結果

#### (1) 教育委員会の活動

##### ① 教育委員会会議の運営

教育についての方針・施策については、教育委員会での合議によって決めることとなっているため、毎月、定例的に会議を開催し、緊急的な事案には臨時会を開催し、審議を行っています。

#### 【令和2年度実績】

○定例会開催回数12回

○臨時会開催回数6回

○議案73件、協議事項46件、報告事項59件等について審議

#### 議決状況

- ・町条例・教育委員会規則等制定・改廃 15件
- ・教職員、事務局職員の人事異動の承認 2件
- ・委員等の委嘱・任命 18件
- ・学校使用教科用図書採択決定 4件
- ・その他 34件

回	開催日	審議内容
第1回臨時会	令和2年 4月2日(木)	(議決事項)・湯河原町立小中学校の臨時休業について (協議事項)・令和2年度校外体験学習推進事業について ・令和2年度社会教育課事業計画について (その他)・湯河原町立小中学校の修学旅行について 外1件
第2回臨時会	4月8日(水)	(議決事項)・湯河原町立小中学校の臨時休業について ・湯河原町立幼稚園の臨時休業について ・町立湯河原美術館の臨時休業について (協議事項)・緊急事態宣言に伴う学校教育の対応について ・緊急事態宣言に伴う社会教育の対応について
第1回定例会	4月23日(木)	(議決事項)・湯河原町社会教育委員の委嘱について ・湯河原町青少年指導員の委嘱について ・湯河原町学童保育所運営委員の委嘱について ・湯河原町図書館協議会委員の任命について (協議事項)・新型コロナウイルス感染症による休校措置対策としてのICT教育推進に関する要望 (報告事項)・国における緊急事態宣言に伴う市町村立学校における臨時休業等について 外6件

第3回臨時会	令和2年 5月5日(火)	<p>(議決事項)・専決処分の承認について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専決処分の承認について</li> <li>・湯河原町立小中学校の臨時休業について</li> <li>・湯河原町立幼稚園の臨時休業について</li> <li>・町立湯河原美術館の臨時休業について</li> <li>・教科用図書採択方針について</li> </ul> <p>(協議事項)・校外体験学習推進事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度5月補正予算(第3号)(案)について</li> </ul> <p>(報告事項)・新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について 外1件</p>
第2回定例会	5月18日(月)	<p>(議決事項)・湯河原町児童生徒就学援助費の額について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯河原町総合運動公園弓道場使用要綱の制定について</li> </ul> <p>(協議事項)・湯河原町駐車場条例の一部を改正する条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯河原町都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について</li> <li>・令和2年度6月社会教育課事業計画について</li> <li>・令和2年度6月補正予算(第4号)(案)について</li> </ul> <p>(報告事項)・臨時休業中の小・中学校における学習活動等について 外7件</p>
第4回臨時会	5月26日(火)	<p>(議決事項)・湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について</li> </ul>
第3回定例会	6月26日(金)	<p>(議決事項)・湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の交付費目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯河原町特別支援教育就学奨励費交付要綱の交付費目について</li> <li>・湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部改正について</li> <li>・令和2年度就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の決定について</li> <li>・令和2年度夏季休業中における日直及び宿直を置かない日の設定について</li> </ul> <p>(協議事項)・令和2年度社会教育課事業計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度図書館事業計画について</li> <li>・令和2年度美術館事業計画について</li> </ul> <p>(報告事項)・令和2年度湯河原中学校学校評議員の委嘱報告について 外2件</p>

第4回定例会	令和2年 7月31日(金)	(議決事項)・令和3年度使用小中学校教科用図書の採択について <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度使用一般図書(学校教育法第9条に規定する教科用図書の採択について)</li> <li>・令和2年度就学援助費の決定について</li> <li>・湯河原町学童保育所運営規程の一部改正について</li> </ul> (協議事項)・令和2年度補正予算(第5号)案について (報告事項)・令和2年度吉浜小学校学校評議員の委嘱報告について 外1件 (その他)・社会教育課関連事業について 外1件
第5回定例会	8月21日(金)	(議決事項)・町立湯河原美術館電気自動車用急速充電器利用要綱の制定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度就学援助費の決定について</li> </ul> (協議事項)・令和2年度9月補正予算(第6号)案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯河原町駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について</li> </ul> (報告事項)・湯河原町教育委員会後援等承認申請について 外1件
第6回定例会	9月28日(月)	(議決事項)・湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度使用一般図書(学校教育法附則第9条に規定する教科用図書)の追加採択について</li> <li>・令和2年度就学援助費の決定について</li> <li>・町立湯河原美術館条例施行規則の一部改正について</li> </ul> (協議事項)・湯河原町ヘルシープラザ条例施行規則の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰について</li> <li>・湯河原町教育委員会後援等承認申請について</li> </ul> (報告事項)・令和3年度福浦幼稚園入園案内について 外5件 (その他)・電気自動車用急速充電器の供用開始について 外2件
第7回定例会	10月23日(金)	(議決事項)・令和2年度就学援助費の決定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について</li> </ul> (協議事項)・就学援助費(新入学用品費)の入学前支給について <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校給食について</li> <li>・令和2年度12月補正予算(第8号)案について</li> </ul> (報告事項)・人権に関する川柳の募集結果及び選考について 外3件

第8回定例会	令和2年 11月16日（月）	<p>(議決事項) ・ 令和2年度湯河原町教育支援委員会結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度冬季休業中における日直及び宿直を置かない日の設定について</li> </ul> <p>(協議事項) ・ 令和2年度湯河原町児童生徒就学援助費の修学旅行費の支給時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人権」に関する川柳の最終選考について</li> <li>・ 令和2年度美術館関係資料の寄贈受入れについて</li> </ul> <p>(報告事項) ・ 令和3年度学童保育所入所希望アンケートについて</p> <p style="text-align: right;">外4件</p>
第9回定例会	12月18日（金）	<p>(議決事項) ・ 令和2年度福浦幼稚園冬季休業中における日直及び宿直を置かない日の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度就学援助費の決定について</li> <li>・ 湯河原町社会教育委員会議規則の制定について</li> </ul> <p>(協議事項) ・ 令和3年度湯河原町教育委員会基本方針（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度就学援助制度等のお知らせについて</li> <li>・ 令和3年度湯河原町育英奨学金奨学生の募集について</li> </ul> <p>(報告事項) ・ 令和3年度人事異動等に関する要望書について</p> <p style="text-align: right;">外4件</p>
第5回臨時会	令和3年 1月10日（日）	<p>(議決事項) ・ 湯河原町民体育館の臨時休館について</p> <p>(協議事項) ・ 湯河原町ヘルシープラザの臨時休館について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町立湯河原美術館の運営について</li> </ul> <p>(報告事項) ・ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について</p>
第10回定例会	1月22日（金）	<p>(議決事項) ・ 湯河原町教育委員会人事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湯河原町学校教育法施行細則の一部改正について</li> <li>・ 湯河原町立学校職員服務規程の制定について</li> <li>・ 湯河原町立学校職員の身分証明書に関する規程の廃止について</li> <li>・ 湯河原町育英奨学金奨学生選考委員会委員の委嘱について</li> <li>・ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について</li> <li>・ 令和2年度就学援助費の決定について</li> </ul> <p>(協議事項) ・ 令和2年度3月補正予算（第10号）案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度湯河原町教育委員会基本方針（案）について</li> </ul> <p>(報告事項) ・ 令和2年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について</p> <p style="text-align: right;">外4件</p>

第6回臨時会	令和3年 2月4日(木)	<p>(協議事項)・教育長の営利企業等従事許可について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町立学校における臨時休業について</li> <li>・緊急事態宣言に伴う措置期間延長による教育施設について</li> </ul> <p>(報告事項)・湯河原町教育委員会及び湯河原町教育委員会事務局人事について 外3件</p>
第11回定例会	2月26日(金)	<p>(議決事項)・令和3年度湯河原町教育委員会基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度教育委員会の点検・評価について</li> <li>・令和3年度学校の休業日について</li> <li>・令和3年度幼稚園の休業日について</li> <li>・令和3年度学校の夏季休業中における日直及び宿直を置かない日について</li> <li>・令和3年度幼稚園の夏季休業中における日直を置かない日について</li> <li>・湯河原町立小中学校教育用情報端末管理運用規程の制定について</li> <li>・湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について</li> <li>・湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について</li> <li>・湯河原町教育委員会会議規則の一部改正について</li> <li>・令和2年度就学援助費の決定について</li> <li>・令和3年度湯河原町学童保育所入所児童について</li> </ul> <p>(協議事項)・令和2年度補正予算案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度当初予算案について</li> </ul> <p>(報告事項)・中学校の修学旅行について 外1件</p>
第12回定例会	3月23日(月)	<p>(議決事項)・令和3年度湯河原町育英奨学金奨学生の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度湯河原町教育支援委員会(臨時)結果について</li> <li>・湯河原町指導主事の任命について</li> <li>・湯河原町教育指導員の任命について</li> <li>・湯河原町教育指導員の任命について</li> <li>・湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について</li> <li>・湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について</li> <li>・教職員の人事について</li> <li>・湯河原町社会教育推進員の任命について</li> <li>・湯河原町青少年相談員の委嘱について</li> <li>・湯河原町青少年相談員の委嘱について</li> <li>・湯河原町生涯学習推進員の委嘱について</li> <li>・湯河原町立図書館協議会委員の任命について</li> </ul>

		<p>(協議事項)・教育長の営利企業等従事許可について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長の営利企業等従事許可について</li> <li>・令和3年度『湯河原町人権教育月間』について</li> <li>・令和3年度湯河原町教育委員会研修等事業計画(案)について</li> <li>・令和3年度校外体験学習推進事業(案)について</li> <li>・令和3年度社会教育課事業計画(案)について</li> <li>・令和3年度図書館事業計画(案)について</li> <li>・令和3年度町立湯河原美術館事業計画(案)について</li> </ul> <p>(報告事項)・令和3年度湯河原町ICT教育推進アドバイザーについて</p> <p style="text-align: right;">外2件</p>
--	--	--

② 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度に教育委員会と町長との連携強化を図るため、「総合教育会議」が設置されました。

平成27年度は、5回(書面会議を含む)の会議が開催され、案件としては、「旧湯河原中学校跡地について」や「中学校給食について」などが審議されたほか、「湯河原町教育大綱」がこの会議を経て策定されました。

平成28年度は、2回の会議が開催され、「美術館整備計画について」、「(仮称)湯河原防災コミュニティセンターの計画(案)について」、「第三次子ども読書推進計画(パブリックコメント)について」や「町民レクリエーションの集い開催会場について」などが案件として審議されました。

平成29年度は、2回の会議が開催され、「湯河原町就学援助費について」、「小学校における外国語教育の充実に向けた取組みについて」、「吉浜小学校における放課後子ども教室の実施について」や「郷土芸能の指定について」などが案件として審議されました。

平成30年度は、2回の会議が開催され、「教育大綱に係る各基本目標ごとの重点項目に対する検証について」、「平成31年度小学校における外国語教育(案)について」、「吉浜小学校放課後子ども教室(案)について」、「平成30年度教育大綱に係る基本目標ごとの重点項目に対する検証について」、「湯河原町防災コミュニティセンターについて」や「学校におけるICT環境の整備及びプログラミング教育について」などが案件として審議されました。

令和元年度は、2回の会議が開催され「中学校給食について」、「湯河原町民体育館駐車場整備計画(案)について」、「教育大綱の改訂(案)について」などが案件として審議されました。

令和2年度は、2回の会議が開催され「中学校給食について」、「教育大綱の改定について」及び「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」などが案件として審議されました。

③ 教育委員の教育推進活動

教育委員は、定例会や臨時会などの教育委員会会議以外に、幼稚園・小学校・中学校の学校訪問、教育委員会や町などの主催行事や学校行事への参加、教育委員一人ひとりの見聞や認識を深めるために、教育行政に関する研修会などへの参加をしました。

月	学校行事等	社会教育行事等	研修会・協議会等
令和2年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校入学式</li> <li>・中学校入学式</li> <li>・幼稚園入園式</li> <li>・幼稚園及び学校臨時休業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民大学開講式（中止）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県市町村教育委員会連合会第1回役員会及び総会（書面会議）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園及び学校臨時休業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春のママさんバレーボール大会（中止）</li> <li>・インリーダー宿泊研修（中止）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西湘地区教育委員会連合会第1回役員会（書面会議）</li> </ul>
6月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・足柄下郡町教育委員会協議会総会（書面会議）</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民バレーボール大会（中止）</li> <li>・少年少女砂の芸術大会（中止）</li> </ul>	
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業（中止）</li> <li>・ポースティープンス市中学生派遣事業（中止）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県市町村教育委員会連合会第2回役員会（書面会議）</li> </ul>
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーバドミントン大会（中止）</li> <li>・体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰選考委員会</li> <li>・少年少女球技大会（中止）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西湘地区教育委員会連合会第2回役員会（書面会議）</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校運動会</li> <li>・中学校運動会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町文化祭（中止）</li> <li>・町民レクリエーションの集い（中止）</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもフォーラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツレクリエーションフェスティバル（中止）</li> <li>・秋のママさんバレーボール大会（中止）</li> <li>・町音楽会（中止）</li> <li>・ツーデーマーチ（中止）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもフォーラム</li> </ul>		

令和3年 1月		・成人のつどい	
2月		・吉子連芋煮会（中止）	
3月	・小学校卒業式 ・中学校卒業式 ・幼稚園卒園式	・湯河原温泉オレンジマラソン（中止）	

④ 湯河原町教育委員会の構成

(敬称略)

ア 令和3年1月31日まで

役職名	氏名	任期
教育委員 (教育長職務代理者)	小松 泰子	令和2年4月1日～令和6年3月31日
教育委員	貴田 太史	平成30年11月1日～令和4年10月31日
教育委員	西山 清和	平成29年2月1日～令和3年1月31日
教育委員	山田 貴子	令和元年10月19日～令和5年10月18日
教育長	高橋 正	平成30年4月1日～令和3年1月31日

イ 令和3年2月1日から

役職名	氏名	任期
教育委員 (教育長職務代理者)	小松 泰子	令和2年4月1日～令和6年3月31日
教育委員	貴田 太史	平成30年11月1日～令和4年10月31日
教育委員	西山 清和	令和3年2月1日～令和7年1月31日
教育委員	山田 貴子	令和元年10月19日～令和5年10月18日
教育長	菅沼 浩行	令和3年2月1日～令和3年3月31日

(2) 教育委員会の実施した施策・事業

<p>1 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>	
<p>(1) 活力ある学校経営と創意・工夫ある教育課程の編成 (3) 情報教育の推進 (5) 特別支援教育の充実 (7) 地産地消による「食育」の推進 (9) 幼児教育の充実</p>	<p>(2) 児童・生徒指導の推進・充実 (4) 英語教育の推進 (6) 教職員研修と研究体制の充実 (8) 教材教具の充実 (10) 育英奨学金給付事業の実施</p>	
<p>主な実績</p>	<p>成 果</p>	<p>評点</p>
<p>子どもフォーラム開催事業</p>	<p>「笑顔あふれる最高の楽校の実現」と「小・小連携」「小・中の接続」を目標として、小学生、中学生、保護者、教職員、地域の方々など広く参加いただき、4日間の日程で、自らが設定した目標実現のため、話し合い活動や交流を深めるためのアクティビティを計画しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため2日間の実施となりました。</p> <p>活動内容 マイプロ for Yugawara 2020 子どもたち一人ひとりが「マイプロジェクト」を創り、実践する。</p> <p>場 所 町防災コミュニティセンター</p> <p>DAY1 令和2年11月28日 DAY2 令和2年12月13日 参加者 延べ9名</p> <p>中止となった回 DAY3 令和3年1月23日 DAY4 令和3年2月13日</p>	<p>B</p>
<p>中学校校務支援システム整備事業</p>	<p>中学校における成績管理や出欠席管理など教員が行う校務について、情報漏えい防止や校務の負担軽減を図るため、校務支援システムを中学校に導入し、運用しています。また、保健データ関係のシステム改修を実施し、小学校から中学校への児童情報のデータ移行を円滑にしました。</p> <p>校務の確認作業などにおいて作業量の低減が図られています。</p> <p>校務支援システム（平成28年度リース物件） 校務用パソコン等借上（平成29年度リース物件） 平成29年4月から運用を開始しました。</p>	<p>A</p>
<p>小学校校務支援システム整備事業</p>	<p>小学校（3校）における成績管理や出欠席管理など教員が行う校務について、情報漏えい防止や校務の負担軽減を図るため、校務支援システムを小学校に導入しました。</p> <p>校務支援システム（平成30年度リース物件） 校務用パソコン等借上（平成30年度リース物件） 平成31年4月から運用を開始しました。</p>	<p>A</p>
<p>小学校外国語活動事業</p>	<p>学習指導要領の改訂により、外国語活動を充実させるため、外国語指導助手の勤務状況を充実しております。</p> <p>また、小学校において外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手1名の派遣を委託しました。</p> <p>小学校 BALLEW LENORE ANITA ホルニャック 真裕 株式会社インタラック 関東南</p>	<p>A</p>

<p>中学校外国語活動事業</p>	<p>外国語教育を充実させるため、外国語指導助手1名の派遣を委託しました。</p> <p>中学校 株式会社インタラック 関東南</p>	<p>A</p>
<p>幼保小外国語活動推進事業</p>	<p>幼少期から外国語に慣れ親しみ、小学校における外国語活動へつなげるとともに、将来、観光立町推進を担う人材の育成に役立っています。</p> <p>具体的には、町内公立幼稚園（1園）及び保育園（4園）に月2回程度、年間15回、外国語指導助手を派遣し、音、目、体で外国語を体験しました。</p> <p>幼稚園及び保育園 株式会社ボーダーリンク</p>	<p>A</p>
<p>学びづくり推進事業</p>	<p>学校、地域、家庭の連携によって児童・生徒に望ましい生活習慣や家庭での学習習慣を習得させるための仕組みづくりについて実践研究を行い、小・中学校及び幼稚園で実施した研究会等へ講師を招き、また、先進校が実施する研究授業へ教諭が参加しました。</p> <p>学校における研究会の開催講師          白井達夫氏 小学校5回          三浦修一氏 中学校3回          原 孝成氏 幼稚園1回</p>	<p>B</p>
<p>教育課題研究事業</p>	<p>特色ある湯河原の学校教育の推進、教職員の連携強化、教職員の意識向上等、町の学校教育を推進するため、学びづくり推進地域研究事業と連携し、年間で3回の講師を招聘し、教諭の授業力向上及び授業改善への示唆をいただく授業研究会の取組を、各学校及び園に委託を計画しましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止により、研修会等を中止しました。</p>	<p>—</p>
<p>非常勤指導主事設置事業</p>	<p>「湯河原町いじめに関する調査委員会」の提言に基づき、教育委員会の人的体制を充実させるため、指導主事を2名体制とし、学校へ出向く機会を増やし、様々な事案への迅速な対応を図るため、非常勤（会計年度任用職員）の指導主事1名を配置しました。</p>	<p>A</p>
<p>芸術文化鑑賞会開催事業</p>	<p>児童の情操教育の一環として実施しました。</p> <p>湯河原小 人間影絵          「モチモチの木&amp;この指とまれ」</p> <p>吉 浜小 令和2年度子供のための文化芸術体験機会の創出事業          東京フィルハーモニー交響楽団          オーケストラ公演</p> <p>東台福浦小 未実施</p>	<p>B</p>

<p>児童への食育指導事業</p>	<p>給食を通じた食育の実践、担任と栄養士が連携しての食育の授業実践への支援を行うため、食育担当者会議を中心とした情報交換、栄養教諭の学校訪問指導を進めました。 また、「弁当の日」「朝食チェック」を家庭と連携して実践することにより、学校と家庭が一体となった食育を推進しました。</p>	<p>A</p>
<p>育英奨学金事業</p>	<p>町内に在住し、優良な生徒であって、経済的理由により高等学校課程が修学困難なものに対して、学費・交通費等を交付し、学業の奨励を図りました。 対象者 20名</p>	<p>A</p>
<p>学校給食費補助事業</p>	<p>学校給食費は月額4,200円を保護者が負担しております。町では、平成30年度まで月額180円を補助しておりましたが、令和元年度から月額300円を増額し、月額480円を補助し、学校給食の充実を図りました。 令和2年度については、学校臨時休業終了後、各家庭における家計的不安定を支えるとともに、学校給食を安定的に運営するため、6ヶ月の学校給食費を全額補助しました。 教育活動再開 令和2年6月1日(月)から 給食再開 令和2年6月15日(月)から</p>	<p>A</p>
<p>教材・教具等整備事業</p>	<p>長期使用による老朽化などにより、修理不可能な机・椅子等が定期的に発生するため、補充を行いました。 湯河原小学校 机8台・椅子3脚 吉浜小学校 机10台・椅子10脚 東台福浦小学校 机12台・椅子12脚 湯河原中学校 図書室学習用デスクチェアマット 被服室用丸椅子52脚  また、児童・生徒用図書を定期的に購入し、図書の充実を図りました。</p>	<p>A</p>
<p>指導用図書等整備事業</p>	<p>学習指導に必要となる指導用教材や指導用図書、教師用教科書を購入したものです。 令和2年度については、小学校において新たな教科書を採択したため、新教科書に対応した教師指導用図書を購入しました。</p>	<p>A</p>
<p>ICT教育推進事業</p>	<p>国のGIGAスクール構想に基づき、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育を行うICT環境の実現に向けて、児童生徒に対して1人1台の教育用タブレット端末を整備いたしました。また、小中学校内においてインターネット接続が可能となるよう無線LANのアクセスポイントを設置し、教育環境の整備を行いました。</p>	<p>A</p>
<p>教職員働き方改革推進事業</p>	<p>教職員の働き方改革推進の一環として、令和2年度の夏季休業期間及び冬季休業期間に学校閉庁日を設置しました。また、令和2年度については、小中学校の電話に電話応答システムを整備し、学校閉庁期間の保護者からの問合せ等を教育委員会に集約することができました。  学校閉庁期間 夏季 令和2年8月12日(水)～14日(金) 3日間 冬季 令和2年12月28日(月) 令和3年1月4日(月)～5日(火) 3日間</p>	<p>A</p>

<p>要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助事業</p>	<p>学校教育法第19条に基づき、生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる世帯の児童・生徒の保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費の一部を援助し、義務教育である小・中学校において、他の児童・生徒と同様に学校生活が過ごせるよう助成しました。 また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計的不安定な世帯が増加することが見込まれることから、決定方法を特例的に改めたことで、多くの世帯を支援しました。</p> <p>対象者 157人</p>	<p>A</p>
<p>小中学校児童生徒作品展開催事業</p>	<p>町立小・中学校の児童・生徒の作品を一堂に展示し、小・中学校教育の学習の成果と発表や鑑賞の機会を提供するとともに、児童・生徒の多彩な学習の成果を数多くの方にお知らせしました。</p> <p>期間 令和2年12月9日から15日まで 場所 町立図書館</p>	<p>A</p>
<p>副読本「ゆがわら」作成事業</p>	<p>郷土湯河原の歴史や文化等を学習するための教材として作成しているもので、小学4年生と中学1年生に配布するものです。 令和2年度は、副読本「ゆがわら」（小学生版）を3ヶ年分で550冊作成し、小学校4年生に配付しました。</p>	<p>A</p>
<p>方向性・課題</p>	<p>学びづくり推進事業や教育課題研究事業などによる教職員の研修・研究及び教職員の働き方改革推進は、継続的な実施により、教職員の意識改革や授業改善に役立ち、しいては子どもたちの学力向上につながるものと考えます。</p> <p>子どもフォーラム開催事業は、笑顔あふれる最高の楽校の実現などを目標に開催しており、内容の充実や開催時期の検討が必要と考えます。</p> <p>校務支援システム整備事業は、教職員の校務負担の軽減や成績管理などの適正化を目指すものであり、今後も推進していくものと考えます。</p> <p>ICT教育推進事業は、令和2年度において児童生徒1人1台に対して教育用タブレット端末を整備するとともに、各学校にはインターネット接続が可能となる無線LANのアクセスポイント設置し、GIGAスクール構想実現にかかるハード面の整備ができたと考えます。今後は、教育用タブレット端末の有効的な活用方法を検討をするため、専門家の助言を受けることも必要です。</p> <p>小学校における外国語活動事業は、学習指導要領の改定により今後充実されることとなるが、引き続き適切に対応していくべきと考えます。また、幼保小外国語活動推進事業により、幼児期から外国語に慣れ親しむことができ、幼保小の連携を図ることができたと考えます。</p>	
<p>評価委員意見等</p>	<p>子どもフォーラム開催事業の必要性は認識しており、今後も継続して実施すべきと判断します。令和元年度に引き続き、マイプロジェクトをテーマに取り組み、児童・生徒が参加できたことは評価できます。町民の方々の参加や多くの児童・生徒が一度に集まることについては、新型コロナウイルスの感染状況等により、今後検討が必要だと考えます。</p> <p>校務支援システム整備事業は、教職員の負担軽減のみならず、児童・生徒へ向き合う時間の確保にもつながるため、働き方改革推進の観点からも、全ての小中学校へ導入できたことは評価します。さらには、教職員働き方改革推進事業にて、長期休業期間中に学校閉庁日を設けることで、超過する教職員の勤務時間を少しでも緩和することができたといえます。</p> <p>非常勤指導主事設置事業では、更なる活用・充実を検討すべきと考えます。</p> <p>育英奨学金事業は、償還する必要のない奨学金であり、近年、願書提出者が増加していることから、令和元年度から継続して対象人数を20名としていることは評価できます。</p> <p>学校給食補助事業は、新型コロナウイルス等で打撃を受けた家庭や、栄養バランスのとれた安定した給食が提供できるよう学校を支援するものとなり、学校現場の混乱を軽減することができたと考えます。</p> <p>要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助事業では、コロナ禍により収入が激減した世帯についても対象者として決定しており、特例的な対応ができたことは評価でき、学校給食補助事業と併せて家計支援ができたといえます。</p> <p>ICT教育推進事業では、インターネット回線を利用した家庭学習の充実が図られるよう要望します。</p> <p>副読本「ゆがわら」作成事業では、社会科副教材として適切に活用とされているところですが、今般のGIGAスクール構想におけるデジタル教科書と関連して、副読本のデジタル化について検討する必要があると考えます。</p>	

2 「信頼される学校づくり」を推進します。		学校教育課
(1) 学校運営の充実 (3) 小中一貫教育の検討 (5) いじめを含めた問題行動の対応 (7) 外国につながるのある児童・生徒のための教育体制構築		(2) 地域に開かれた学校の推進 (4) コミュニティスクール (6) 不登校児童・生徒に対する指導体制の充実
主な実績	成 果	評点
小中学校児童生徒支援事業	特別な支援を必要とする園児、児童、生徒に対し発達検査を実施するとともに、その子どもたちを支援・指導する教師等へのアドバイスを行う「支援教育アドバイザー」1名及び「スクールソーシャルワーカー」1名を委嘱し、未就学の時期から引き続いて就学支援をしていくネットワークを構築しました。 また、小・中学校において、楽しい学校生活を送るためのアンケート“Q-U”（Questionnaire-Utilities『楽しい学校生活を送るためのアンケート』）という心理テストを年2回行い、学級の状態や子どもの心理状況を把握することで、いじめの早期発見と解消について、組織的対応を図りました。	A
スタディサポート事業	学校生活に不慣れな児童・生徒に対し、学校生活支援や教科指導等の支援を行いました。 湯河原小 : 2名 吉浜小 : 2名 東台福浦小 : 1名 湯河原中 : 1名	A
教育支援教室推進事業	町立小・中学校において学校へ通学できていない児童・生徒を支援するため、平成4年度から教育支援教室（旧：適応指導教室）を開設し、保護者への助言や児童生徒へ学校復帰へのアドバイス等を行い、学習・生活指導しました。 教育支援教室周辺には、畑を整備し児童・生徒の自主性を図りました。 令和2年度通室者数 11名 令和元年度通室者数 14名	A
幼稚園子育て支援事業	幼稚園における預かり保育を実施するための事業です。平成30年9月から預かり保育を週3日から5日へ実施日を増やし、継続して子育て支援を充実しました。 また、令和元年10月から利用料を1回500円から450円に引き下げました。  開 所 日 時 月～金 14時～16時 延利用園児数 634名	A

<p>方向性・課題</p>	<p>家庭、地域、学校が密接に連携し、地域の実態や特性を生かした学校運営を目指し、積極的な学校開放として、学習発表会、児童・生徒の作品展、音楽会等により、開かれた学校の推進を図ることで、より多くの地域の方々が学校へ足を運んでくれるような方策へのさらなる取り組みが必要であると考えます。ただし、今後については新型コロナウイルス感染症の対策も講じる必要があり、開かれた学校づくりについて再考する必要があります。</p> <p>また、現行の学校評議員制度からコミュニティスクール（学校運営協議会制度）への移行も、学校や社会教育部局と連携をしながら、検討すべきと考えます。</p> <p>特別な支援を必要とする児童・生徒への対応や各学級の状態の把握などは、引き続き、児童生徒支援事業における専門員のサポートを実施すべきと考えます。</p> <p>不登校の児童・生徒に対しては、教育支援教室を中心として、児童・生徒の理解を深め、家庭環境等の個々の背景にも配慮した指導を行っていくことが求められています。</p>
<p>評価委員意見等</p>	<p>特別な支援を必要とする児童・生徒への対応として、支援教育アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを活用した支援を行っていることは重要と考えます。また、幼児期等に行っていた各種相談・検査、指導、家庭への支援等の情報を一元化できるシステムを構築することで、不登校などの様々な課題を抱えている児童・生徒の支援の際に、必要な情報を直ぐに入手でき、活用できると考えますので、検討いただきたいです。</p> <p>また、学校生活に不慣れな児童・生徒へは会計年度任用職員の支援員を配置するなど、充実した支援制度が整備出来ていることは評価できます。引き続き当該事業の継続を要望します。</p> <p>教育支援教室推進事業は、多様な理由により長期欠席となっている児童・生徒を受け入れ、学校復帰を目指し、苦慮されているものと考えます。今後、居場所的な利用が図られる可能性があるところですが、令和元年度には、教育支援教室周辺に畑を整備したことで、野菜の栽培等を自ら行っていくことができ、教育内容の充実を図れたことは評価いたします。</p> <p>幼稚園子育て事業は、預かり保育を週5日開所していることで、働く保護者の負担軽減や保護者のリフレッシュなど、子育て支援を充実させることができました。また、利用者の増加にもつながったことは評価いたします。</p>

3 「安全・安心な学校づくり」を推進します。		学校教育課
(1)児童・生徒の安全の確保 (2)校舎等の施設整備の推進		
主な実績	成 果	評点
交通安全教育事業	各学校で小田原警察署、交通安全母の会等による交通安全教室を開催し、自転車の安全な乗り方、交差点の横断の仕方などについて指導しました。また、教職員や母の会及びPTA等の協力による登校・下校時の安全指導も行いました。	B
障がい児介助員設置事業	特別支援学級等に在籍している児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を過ごせるよう、介助員を配置しました。 湯河原小：2名 吉浜小：4名 福浦幼：1名 湯河原中：2名	A
校舎等整備及び維持修繕事業	各学校において、児童・生徒の安全、安心を図るため、各施設の改修工事等を実施しました。 吉浜小：体育館改修工事 東台福浦小：PAS改修工事 学校敷地内高木剪定業務委託 また、令和2年度末には、湯河原町学校施設長寿命化計画を策定しました。	A
防災備蓄用品購入事業	非常時の安全確保のため、湯河原中学校及び福浦幼稚園に防災用備蓄用品の整備をしました。 湯河原中学校 防災備蓄用保存水（20） 210本 保存食（50食）2箱 簡易エアーマット 70個 福浦幼稚園 備食カンパン 24缶 非常用飲料水（500ml） 24本	B
給食設備整備事業	長期使用により破損等する食器が出てくるため、定期的に強化磁器食器等の補充をしました。 湯河原小学校 強化製磁器食器 222個 吉浜小学校 強化製磁器食器 306個 東台福浦小学校 先丸スプーン 150個 ベビーフォーク 150個 ハシかご 7個 エスタートレイ 23個	A
給食調理業務委託事業	平成21年度から吉浜小学校、平成23年度から湯河原小学校の給食調理業務を民間業者に委託し、児童等に給食を提供しました。	A
小中学校トイレ改修事業	国庫補助制度を利用し、小中学校のトイレを和式から洋式へ改修しました。 湯河原小学校 22基 東台福浦小学校 11基 湯河原中学校 14基 ※吉浜小学校はなし	A

<p>新型コロナウイルス感染症対策事業 (学校教育課・各学校)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を講じた学校運営を行うため、教育委員会及び小中学校において、換気をするための網戸、空気清浄機、サーキュレーター等の保健管理用備品を購入しました。 また、感染症対策として最も重要と考えられている手指消毒用の消毒液については、学校においても積極的に購入していただきました。教育委員会では、学校以外のところにおいても手指の消毒をしていただくよう啓発するため、携帯用消毒液を町内学校全ての児童生徒に配付しました。さらには、学校臨時休業期間中の学習保障のため、教材等を購入し、学習支援を行いました。</p>	<p>A</p>
<p>学校保健対策事業</p>	<p>児童・生徒の冬季インフルエンザ感染対策として、小中学校に除菌シート、除菌スプレー、マスク等を購入し配布しました。</p>	<p>A</p>
<p>方向性・課題</p>	<p>交通安全対策では、登下校時の指導や交通安全教育の徹底などにより、児童・生徒の安全の徹底を図り、不審者等の対策については、関係機関との連携により迅速な対応が求められていると考えます。 誰もが安全・安心して通える学校として、障がい児介助員の配置は重要と考えます。 校舎等の施設整備については、限られた予算の中でも計画的に施設整備を行い、児童生徒の安全を最優先とすることは非常に重要であると考えます。また、令和2年度に策定された学校施設長寿命化計画の実施と併せて、学校のあり方についても今後検討する必要があります。</p>	
<p>評価委員意見等</p>	<p>防犯・交通への安全対策は、各学校において実施されているものと考えますが、家庭同士の交流が気薄となってきている現在、従前から行われている地域での児童・生徒の見守り活動を再認識し、引き続き、地域ぐるみでの安全対策を検討すべきと考えます。 障がい児介助員の配置は、大変評価できるものと考えます。引き続き実施していただくことを強く要望します。 校舎等の施設整備については、建築後、長期の期間を経過しており、様々な修繕が必要と考えます。そのような中、優先順位をつけ、順次改修等行われていることは評価できます。少子高齢化が進む中、学校のあり方を念頭とした整備計画を検討するよう要望します。令和2年度では利便性の向上や衛生面、バリアフリーの観点から、国庫補助制度を活用して、一部の和式トイレを洋式トイレへ改修できたことは評価できます。また、夏季や冬季の気温の変化への対応として、普通教室は先行して空調設備が整備されており評価できますが、経年劣化等による既設備の更新を行う必要があると考えます。また、今後とも継続して、特別教室を計画的に整備することを要望します。 防災備蓄用品の整備は、災害時に学校が必要とするものを選び、継続的に整備すべきと考えます。小学校においても町予算を活用し、整備することについて検討していただくよう要望します。 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国庫補助制度を活用し、様々な感染症対策を講じていることは大変評価できます。また、冬季のインフルエンザ対策も併せて行えたことで医療現場のひっ迫を緩和することができたといえます。今後とも継続して、限られた予算の中で有効的な感染症対策を行い、児童・生徒、教職員、保護者の安全の確保をしていただくよう要望します。</p>	

4 人と人とのふれあいを大切にし、思いやりの心を育みます。		学校教育課
(1)「笑顔」でさわやかな「あいさつ」の促進 (2)環境に対する豊かな感受性を育みます (3)SDGsの推進 (4)認知症の人を含む高齢者への理解の推進 (5)学校支援ボランティアの活用		
主な実績	成 果	評点
あいさつ運動	登校時のあいさつ運動は、各校ともに浸透しています。東台福浦小学校では、毎朝、当番の児童が校門に立ってお出迎え、「にこやかに」あいさつしています。 中学校でも毎月2回、朝のあいさつ運動を実施しました。	A
花いっぱい教育推進事業	小・中学校において、町が推進する「緑と花のある町づくり」に連動した学習活動として、花の栽培等を通じて情操教育の推進を図りました。 花の苗、園芸土、肥料他の購入	A
校外体験学習推進事業	小学校3校の児童を対象とした校外体験学習を通じて、地域の方々とのふれあい、また、地場産業を体験することなどにより、人への思いやりや自然の大切さに触れることで生命の尊さなどを学ぶ計画でしたが、令和2年度については、学校臨時休業やそれに伴う授業時間の確保の観点から、全ての体験を中止しました。 実施予定内容 稚鮎放流体験 茶摘み体験 温泉入浴体験	—
学校支援ボランティア活用事業	学校の環境整備のサポートや学校図書館の運営など、ボランティアによる地域の力をお借りし、学校運営の向上を図りました。 学習、図書、家庭科、栽培支援ボランティアなど。	B
方向性・課題	湯河原町の新総合計画ゆがわら2021プランによるまちの将来像は「湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原」であり、まちの将来を担うであろう児童・生徒が、笑顔であいさつができるようになり、人と触れ合うことの大切さを学ぶことは必要であると考えます。 また、体験学習などを通じ環境問題が世界共通の課題となっていることを理解し、「地球にやさしい行動」とは何かを考えるきっかけを作ることは必要と考えます。しかし、天候や新型コロナウイルス感染状況等の影響により校外体験学習を中止せざるを得ない場合が多く、中止となった該当学年については、他の機会の提供を検討する必要があると考えます。 学校支援ボランティアを活用した地域との連携では、教科に関連した技術、知識等を備えた方の協力により、また、課外活動においても地域の多くの方々により支えられており、今後も、より多くの方々の協力を得られるよう、地域の学校として使命を果たしていくことが求められています。	
評価委員意見等	笑顔で人と接することは、相手も自分も豊かにしてくれると考えます。特に、観光立町である湯河原町では、来町された様々な人に接する機会が多く、笑顔はおもてなしの心を育んでいくと考えられます。引き続き、学校内外において、相手を思いやる情操を育てるためにも、あいさつ運動が行われることを望みます。 花いっぱい運動は、緑や花に接することにより、心を豊かにしてくれます。また、生命の尊さも教えてくれると考えます。今の時代だからこそ、継続的な推進を要望します。 校外体験学習推進事業では、自然の豊かさや海・川の豊かさ等を学習できる機会でもあり、SDGs推進の一躍になっているものと考えられます。各学校においては、今後も積極的に授業の中で取り入れ、児童生徒の意識改革を行うよう要望します。 学校支援ボランティアについては、児童・生徒の見守りや地域との交流という意味で重要と考えます。支援の種類によっては不足していると思われるかもしれませんが、引き続き地域と学校の連携・協働体制の構築という観点により継続的な実施を求めます。	

5 人権教育及び人権啓発を推進します。		学校教育課
(1)「共に生き、支え合う地域社会」の実現 (2)道徳の「特別の教科」化に対応した研究・実践		
主な実績	成 果	評点
湯河原町いじめ問題対策連絡協議会の開催	令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、1回開催し、各機関がそれぞれ抱える問題について、具体的に話し合い、アドバイスを受けるなど、情報共有、連携を図りました。 なお、本協議会は、年2回開催としているが、実務者レベルでの協議の場として、学校サポート会議を3回開催することとしており、さらに詳しい話し合いを行い、解決策を探っています。	A
人権教育等促進事業	湯河原町いじめに関する調査委員会からの答申（平成26年3月）の中で示された提言を受け、小学校5・6年生及び中学生を対象として、「人権川柳」を募集し、入選作品をふせんに印刷して児童・生徒に配付し、人権に関する啓発を図りました。	A
人権教育年間計画の策定	4月にあった悲しい事件を風化させないため、平成26年度から4月を「湯河原町人権教育月間」と定め、各学校においては、各月ごとに取り組むべき人権関係の重点項目を「人権教育に係る年間計画」として策定し、年3回の振り返り評価を実施し、議会にも報告しました。	A
教職員等研修事業	教職員の資質の向上を図るため、研修会を実施するものです。令和2年度については新型コロナウイルス感染防止のため、研修会を計画しましたが中止しました。	—

<p>社会生活技能訓練委託事業</p>	<p>社会への対応が困難とならないよう、「社会で他者との良好な関係を形成し、それを維持していくための知識や技術」を体系的に習得するため、社会生活技能訓練(アート・コミュニケーション・トレーニング)のプログラムを専門的に行うNPO法人に委託し、児童・生徒に対し講座を行い、コミュニケーション能力の向上と社会生活で予想されるトラブルを事前に指導することを通じて、より良い人間関係の構築を図るとともに、児童・生徒を指導する教員もスキルアップを図ることができました。</p> <p>※平成30年度からSST：ソーシャル・スキル・トレーニングからACT：アート・コミュニケーション・トレーニングへ名称変更をしました。</p>	<p>A</p>
<p>方向性・課題</p>	<p>人権はすべての人が生まれながらにもっている権利であり、教育では、人権尊重の理念について正しい理解を深め、家庭、地域、学校が一丸となり、差別のない「共に生き、支え合う地域社会」を目指すものと考えます。</p> <p>いじめの問題については、「どの子どもにも、どこの学校でも、いじめは起こりうる」という前提のもと、未然防止と早期発見に努めるものとします。</p> <p>社会生活技能訓練(アート・コミュニケーション・トレーニング)は、継続して実施する必要があると考えます。</p>	
<p>評価委員意見等</p>	<p>人権教育については、人権教育月間の実施、人権教育年間計画の策定・振り返り評価の実施、教職員への研修などの実施と推進状況は評価できます。平成25年4月の事案から8年が経過し、子どもたちを取り巻く環境が変化している中、今一度、人権尊重の理念を認識し、継続的に取り組んでいただきたいです。また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、罹患者やその家族等への差別がないよう、再度学校における児童生徒への人権教育の内容を見直す必要があると考えます。</p> <p>いじめの防止等の問題については、平成30年9月に改訂した「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、町全体でいじめから子どもを守り、思いやりに満ちた明るく住みよいまちづくりを推進することを望みます。</p> <p>教職員等研修事業では、様々な教育課題に対応する研修が継続的・具体的に積重ねられているところですが、より効果を上げるため、研修内容に応じて講義型だけでなく、参加体験型等の研修形式に工夫することも必要と考えます。また、現在の学校では様々な要因により、教職員間の経験や知識の伝達が難しくなっています。人間性をより豊かに、専門性をより高くしていくためには、教職員一人ひとりが絶えず学び続ける姿勢を持つことが大切であり、その姿勢の土台となる教育への使命感や誇りなどを再認識させ、意欲を高める研修を計画することを強く望みます。</p> <p>社会生活技能訓練(アート・コミュニケーション・トレーニング)は、導入当初、中学校で実施されていたものを、平成29年度から、正式に小学校でも実施し、小中学校という多感な時期に、コミュニケーション能力や対応能力の育成を行うことは有効であると考えます。継続的に実施することにより、成果や児童生徒の変化が見えてくるものと期待します。</p>	

6 生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動を支援します。		社会教育課
(1) 学習情報の提供と学習相談機能の充実 (2) 生涯の各期に応じた学習機会の提供と充実 (3) 自主学習活動の育成と支援 (4) 社会教育団体の活動支援		
主な実績	成果	評点
町民大学運営事業	町民の教養講座として各分野の専門家を講師に招き毎月1回(年12回)実施し、業務を町民大学運営委員会へ委託しています。 令和2年度は、町民大学の開講について、運営委員会において協議した結果、新型コロナウイルス感染症の影響により休講となりました。 【毎月第3土曜日：定員200名】	—
自然科学教室開催事業	郷土の豊かな自然や興味や関心を持ち、自然を大切にすることを通して人を愛する心を育むことを目標に、各種観察会(ツバメや野鳥、海のプランクトン、秋の植物、天体観察)を実施しています。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて全ての観察会を中止しました。	—
生涯学習推進員養成事業	町の生涯学習を推進するリーダーを養成し、地域会館の活用や地域に根ざした生涯学習の推進を図るため、生涯学習推進委員を対象とした研修講座等を開催しています。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて研修講座等を中止しました。  推進委員 6人	—
親子陶芸教室開催事業	夏休みを利用して、陶芸を通して親子がふれあいを深めながら、ものを作る楽しさを体験するものです。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。	—
新型コロナウイルス感染症対策事業 (社会教育課)	ヘルシーブラザ、町民体育館、図書館及び美術館について、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、各施設の消毒を行いました。	A
方向性・課題	各年代層の生涯学習活動を支援するためには、幅広い年代層に対応した学習機会を設定し、学習者が自らの希望に沿った適切な学習機会を選択できることが望まれます。 課題として、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、町民大学では、会場や募集人数などの検討が必要と考えます。また、各種教室においても、3密を避けられるような規模及び会場での開催を検討する必要があります。	
評価委員意見等	本町における生涯学習の根幹である町民大学は、開講以来60年以上にわたり継続していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開講を見送ることになりました。開講に向けては、十分な新型コロナウイルス感染症対策を施すだけでなく、例年、定員である200人を超える受講の申し込みがあることから、定員や会場の見直しを検討する必要があると考えます。また、対面型の講義だけでなくSNSを活用したオンライン配信型の講義なども取り入れることで、新たな受講生を増やすことも検討していく必要があると考えます。町民の学びの場が途切れることのないよう創意工夫を凝らし、再び開講できることを望みます。 自然科学教室は、海・山・川と美しい自然に恵まれた地域の特性を生かし、季節に合わせたメニューが展開されています。また、各講座とも親子で参加し、楽しみながら学ぶことができる事業であることから、手法等を検討することで継続できるよう検討いただきたいと思います。 生涯学習推進員養成事業については、地域会館を利用した、遊びと学び推進事業の企画運営の核となる生涯学習推進員の人材確保と質の向上を図り、コロナ禍においても充実した活動を町民に提供していただきたいと思います。	

7 家庭・地域の教育力の向上に努めます。		社会教育課
(1)地域の教育力の向上 (2)家庭の教育力の向上		
主な実績	成 果	評点
家庭教育学級開催事業	<p>社会の変化とともに、家族や子どもを取り巻く環境が様々に変容する中、家庭教育のあり方やこれからの時代を生きる子ども達の子育てについて理解を深め、各家庭の教育力を高めるため、3回の講座を開催しています。</p> <p>なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。</p>	—
保育グループ育成事業	<p>保育グループ「エプロンママ」の会員の資質向上を図るための研修会等の受講や、町主催事業参加者の子どもの保育業務を委託しています。</p> <p>会員数 21人</p> <p>なお、令和2年度は実施していません。</p>	—
遊びと学び推進事業	<p>地域会館（門川・文化福祉・川堀）を活用して、地域に根ざした生涯学習の充実を図り、生涯学習の推進に努めるとともに、町民の自主的、主体的な学習活動を側面から支援します。各地域会館の担当委員会において各種事業（お飾りづくり、各種プレゼント作り、体験教室、うどん・そば打ち等）の企画、運営を行っています。</p> <p>令和2年度は、活動を縮小し、お飾りづくりとプレゼント作りのみ実施しました。</p>	B
方向性・課題	<p>共働き世帯やひとり親世帯が増加し、社会環境や生活様式が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力の向上が課題となっています。</p> <p>このため、子育て中の保護者や関心のある方を対象に、人権教育やニーズに対応したテーマの講演会を実施し、家庭の教育力の向上を図るだけでなく保護者同士や地域を結びつけることで、“つながり”による支援を行うことが重要となります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図ることから、従来の手法に捉われず、SNSを活用したオンライン開催など、新たな展開を図る必要があります。</p>	
評価委員意見等	<p>家庭教育は、すべての教育の出発点であり、発達段階に応じた子育てに関する保護者の教養を高めるための学習機会の提供は重要であり、家庭教育学級の果たす役割は大きいと考えます。多様な生活様式に対応するため、保護者同士や地域をつなげることで、悩み事を一人で抱え込むことのないような環境づくりを進めていただきたいと思います。</p> <p>遊びと学び推進事業については、新型コロナウイルス感染症対策を施し、参加者数や講座を絞り込むことで開催されました。参加者の体験、学習の場を広げるため、地域の方々による自主的な開催に向けた取り組みとして活動を継続いただきたいと思います。</p>	

8 子どもの読書活動を推進します。		図書館・学校教育課
(1)学校図書館の充実 (2)家読（うちどく）の推進 (3)本を選ぶ力の育成		
主な実績	成果	評点
学校図書館の活性化	図書整理、配架方法等について学校及び学校司書、図書館司書、学校支援ボランティアが情報交換し、学校図書館の環境整備等を行いました。また、中学生のリクエストに応え図書館の蔵書を中学校へ一括貸出し、読書の向上と学校図書館の利用を促進しました。	A
家読（うちどく）の推進 （子ども読書活動推進事業）	第三次湯河原町子ども読書活動推進計画に基づき、子ども読書活動推進協議会を中心に、保育園、幼稚園での読み聞かせ、小中学校での朝読書、おはなし会などを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、図書館の休館や小中学校の休校により、ボランティアによる読み聞かせが行えなくなり、学校巡回文庫も中止（7月から再開）となりました。また、図書館における各種イベントも中止となり計画に沿った活動ができませんでした。 しかし、動画による読み聞かせ「オンラインおはなしだっこ」や「ブックトーク」の配信、学年に応じた図書を紹介する「うちどくブックリスト」を配布し、家庭内であっても本に親しむきっかけを提供しました。	B
第三次子ども読書活動の推進	第三次子ども読書推進計画のもと、重点である「学校図書館の活性化」に取り組み、「家読（うちどく）の推進」「本を選ぶ力の育成」により活動を推進していますが、新型コロナウイルス感染症対策として、5月末まで図書館が休館し、開館後も団体との会議が開催できない状況が続き、各関係機関との連携やイベントの開催は困難となりました。 しかし、保育園、小中学校、個人文庫など各々ができる中での活動を進め、7月以降は学校巡回文庫も再開し、中止となったイベントの代わりに、子ども読書活動推進協議会委員による「オンラインブックトーク」を動画配信することにより、小中学生に閲覧され図書の貸出に繋げることができました。	B
小中学校図書館司書配置事業	平成26年の学校図書館法改正により学校司書を置く努力義務の規定が明記され、学校図書館の運営面での改善、児童・生徒の学校図書館の利用促進を図るため、非常勤学校図書館司書を配置しました。なお、平成30年度からは、1名増員し会計年度任用職員学校図書館司書2名を配置しました。 各小学校 週2日 中学校 週4日 利用冊数 令和2年度 12,136冊 令和元年度 11,383冊 平成30年度 11,127冊	A
方向性・課題	第三次子ども読書活動推進計画に基づき、豊かな心を育てる読書活動を推進します。令和3年度は第三次計画の最終年であるため、第四次計画（令和4年度から令和8年度）の策定に入ります。 また、家庭・学校・地域の連携を深め、学校図書館の活性化を進めます。	
評価委員意見等	第三次子ども読書活動推進計画に沿った事業の推進と第四次計画の策定を要望します。 学校司書、司書教諭、学校支援ボランティア、図書館司書の連携により今後も良好な関係を継続し、環境の整った親しみやすい学校図書館の運営と活性化に努めていただきたいと思います。 小中学校図書館司書配置事業では、会計年度任用職員の学校司書が2名配置できていることは評価します。小・中学校学校図書館に司書が勤務する日が増え、図書館運営の向上が図られたことから、令和2年度は学校臨時休業がありながらも、利用冊数については年々増加している結果となり、大変評価できます。	

9 青少年の健全育成に努めます。		社会教育課								
(1) 青少年の健全育成の推進 (2) 児童が安全で安心して過ごせる場の提供										
主な実績	成 果	評点								
青少年相談員設置事業	<p>青少年の健全育成を目的に来室相談・電話相談をはじめ環境健全化活動として補導・巡視パトロール等を実施しました。家庭・地域・学校・専門機関と連携して適切な措置を講じました。</p> <p>青少年相談員 2名</p>	A								
成人のつどい開催事業	<p>人生の一つの節目である成人の門出を祝い、また、成人としての自覚と責任、さらに郷土を愛する心を培うため、式典及び記念のつどいを実施しました。</p> <p>町民体育館を主会場として開設し、密を避けるために防災コミュニティセンターを家族等の控え室とし、主会場の様子をライブ中継しました。</p>	A								
青少年健全育成地域活動推進事業	<p>地域における子どもと大人のふれあいを図り、互いの連帯感を培うほか、地域活動を推進・支援するため、5地区の明るい青少年を育てる会及び2地区の母親クラブの団体運営に対して助成を行いました。</p>	B								
親善都市子ども交流推進事業 (広島県三原市)	<p>親善都市提携を結んでいる三原市の児童と交流を行い両市町の継続的な友好親善を目的として実施しています。</p> <p>令和2年度は、三原市の児童が湯河原町を訪問することを予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。</p>	—								
放課後児童健全育成事業	<p>就労等による留守家庭の小学1年生から6年生までの児童に対し学童保育所を設け、児童の健全な育成を図ります。</p> <p>令和2年度は、各学童保育所において、新型コロナウイルスの感染予防対策を施すことで、通常どおり開所しました。</p> <p>令和3年3月31日現在入所児童数</p> <table border="0"> <tr> <td>湯河原小学校</td> <td>87人</td> </tr> <tr> <td>吉浜小学校</td> <td>56人</td> </tr> <tr> <td>東台福浦小学校</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>156人</td> </tr> </table>	湯河原小学校	87人	吉浜小学校	56人	東台福浦小学校	13人	合計	156人	A
湯河原小学校	87人									
吉浜小学校	56人									
東台福浦小学校	13人									
合計	156人									
青少年リーダー養成事業	<p>ジュニア・リーダー、シニア・リーダーが、子どもと育成者のパイプ的な役割を担い、社会に貢献できるリーダーとなるため、必要な各種研修への参加や指導者としての技術・知識の習得を促すとともに、地域における青少年リーダー養成のための事業を、湯河原町子ども会育成団体連絡協議会に委託して実施しています。</p> <p>令和2年度は、町事業等が開催されなかったことから、研修会だけの活動となりました。</p>	B								

<p>青少年地域体験活動支援事業</p>	<p>地域の団体における各種体験活動を推進・支援することを目的として実施します。自然との共存や生きた総合学習を集団活動を通して学び、また、創作芸術活動や体力向上・健康増進を図るスポーツ活動の推進を図るものです。</p> <p>&lt;湯河原町子ども会育成団体連絡協議会に委託&gt; インリーダー宿泊研修 少年少女砂の芸術大会 少年少女球技大会</p> <p>令和2年度の大会等については新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。</p>	<p>—</p>								
<p>放課後子ども教室推進事業</p>	<p>吉浜小学校、東台福浦小学校においては、水曜日、金曜日の週2回、放課後に小学校の児童（1年生から6年生まで）を対象に地域住民の参画を得て文化活動・地域住民との交流等の機会を提供しました。</p> <p>湯河原小学校においては、火曜日と木曜日に低学年と高学年に分け教室を開催しています。</p> <p>この事業は放課後児童健全育成事業(学童)と連携した総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として実施しています。</p> <p>令和2年度の各教室については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、緊急事態宣言中は閉所いたしました。</p> <p>令和3年3月31日現在の登録児童数</p> <table border="0"> <tr> <td>東台福浦小学校</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>湯河原小学校</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>吉浜小学校</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>128人</td> </tr> </table>	東台福浦小学校	41人	湯河原小学校	37人	吉浜小学校	50人	合 計	128人	<p>A</p>
東台福浦小学校	41人									
湯河原小学校	37人									
吉浜小学校	50人									
合 計	128人									
<p>方向性・課題</p>	<p>青少年の健全育成のため、子どもの安全で安心な居場所の確保や、青少年の活動の場が求められています。また、近年目立つSNS利用に伴う犯罪防止や、地域のつながりの希薄化に伴う有害環境浄化に取り組むことが重要となっています。</p> <p>その一方、知識と経験を有する地域の指導者の協力を得て、子どもや青少年が潜在的に持っている能力を引き出していくことや、各種の青少年育成団体が行う青少年活動への参加意欲を高める、取組を、地域との連携の強化を図り支援していきます。</p> <p>今後の課題として、放課後健全育成事業においては、新型コロナウイルスの十分な感染症対策を施すことで、安全・安心な施設運営を図る必要があります。</p> <p>また、三原市との親善都市子ども交流推進事業は、従来の両市町を行き来する交流だけにとどまらず、SNSを活用したオンライン交流など新たな手法を検討する必要があります。</p> <p>なお、成人のつどいについては、民法の改正による成人年齢の引き下げを受けて、対象年齢が変わることから、令和4年度に18歳を迎える方々に、今後の意向についてアンケートを実施いたしました。その結果、18歳ではなく20歳でのお祝いを求める声が多数を占めたことから、令和5年からは「二十歳のつどい」として開催したいと考えています。</p>									
<p>評価委員意見等</p>	<p>青少年相談員の配置については、青少年に関する様々な問題や相談に対して、知識と経験を有する専門相談員の配置は必須であると考えます。また、従来の相談活動はもとより、SNSの急速な進展に伴い変化する青少年の問題把握に努めていただきたいです。時代に沿った相談方法等が展開できるように、関係機関との連携体制拡充を図っていただきたいです。</p> <p>成人のつどいは、新型コロナウイルス感染症対策として、会場において、検温、マスク着用、席の間隔を開けるなど3密を避けるよう配慮することで開催ができました。コロナ禍の中、開催を見送った市町村もありますが、新成人の門出を祝うことができたことは一定の評価はできます。令和4年度から民法の改正を受けて、成人年齢が18歳に引き下げになりますが、20歳での開催を希望する声が多いことから、若者の成長をお祝いする事業として「二十歳のつどい」として実施していただきたいです。</p> <p>放課後児童健全育成として、学童保育所については、国の方針に則って、新型コロナウイルスの感染予防対策を施し開所したことで、子どもの安全な居場所の確保ができました。</p> <p>放課後子ども教室については、地域住民の参画をいただき活動する教室となることから、緊急事態宣言中の閉所はやむを得ないと考えます。開所にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を施し、安全・安心な運営に努めていただきたいです。</p>									

10-1 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。		社会教育課
文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催などの多彩な活動を通じ、芸術と文化に彩られるまちづくりをめざします。また、貴重な文化財や天然記念物を保護・保存し、活用することを推進します。		
主な実績	成果	評点
音楽会開催事業	音楽を広め、町民の文化の向上とふれあいを図ることを目的に音楽会を実施しています。 令和2年度は、音楽会の開催について、実行委員会において協議した結果、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。	—
文化祭開催事業	町内文化団体の日頃の成果を発表する場として文化祭を開催し、文化の振興を通して豊かなまちづくりを進めます。 10月から11月にわたり、図書館・町民体育館等を会場として13団体を中心とした作品の展示発表や活動発表を行います。 令和2年度の文化祭開催については、実行委員会において協議した結果、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。	—
地域の歴史と文化の探訪事業	郷土の文化財や文化について理解を深めるため、実際に現地を見聞し、町内に存在する文化財の紹介をしています。 令和2年度は、中学校1年生に向けて配付している冊子『湯河原町の文化財』の改訂版を600冊作成しました。 また、現地における探訪・文化財巡りは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。	—
方向性・課題	<p>芸術・文化の振興では、音楽会や文化祭の開催により多くの町民が文化にかかわる機会づくりの場を提供し、心豊かな町民の生活と活力ある社会に寄与する文化芸術施策の充実を図っております。また、文化財等の保護・活用においては郷土の文化財や文化への理解と関心を深め将来に引き継ぐための取組を進めていきます。</p> <p>課題としては、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、各団体を一堂に会しての活動・発表が難しいと考えられます。文化・芸術活動を振興するためには、個々の団体での活動が主体となりますが、発表の機会がどのような方法で提供できるか検討する必要があります。</p>	
評価委員意見等	<p>芸術や文化活動に親しむことは、潤いのある生活と生きがいや健康づくりにも寄与するものです。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、不要不急の外出を控えるなど、従前のような芸術・文化活動に親しみ交流を深めることができない状況となっています。</p> <p>音楽会、文化祭においては、新型コロナウイルスの影響で日々の活動ができないことや、人が集うことが望まれないことから中止としたことには賛同できます。各サークル活動が難しい状況にあり、メンバーが減少しているサークルについては、存続が危ぶまれることが予測されます。ついては、新型コロナウイルス対策の状況等を見定め、町広報誌などを活用し広く周知を図るなど支援策に努めていただきたいです。</p> <p>町内に点在する文化財や歴史的、文化的な資産を保護するだけでなく、中学生に冊子「湯河原町の文化財」を配付することは、郷土への愛着を育むことにつながるのので、継続して実施いただきたいです。</p>	

10-2 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。		図書館																						
<p>町民への情報提供を重視した資料の整備と各種講座の開催、質の高い親しまれる図書館を目指します。また、子どもの読書活動を推進します。</p>																								
主な実績	成果	評点																						
図書館資料整備事業	<p>定期刊行物、書籍及び視聴覚資料等を購入し、図書館資料の整備を行いました。</p> <p>【定期刊行物】</p> <table border="0"> <tr> <td>雑誌（文藝春秋 外）</td> <td>64誌</td> </tr> <tr> <td>新聞（朝日新聞 外）</td> <td>11紙</td> </tr> </table> <p>【書籍】</p> <table border="0"> <tr> <td>一般書</td> <td>1,585冊</td> </tr> <tr> <td>児童書</td> <td>694冊</td> </tr> </table> <p>【視聴覚資料】</p> <table border="0"> <tr> <td>C D</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>DVD</td> <td>25点</td> </tr> </table> <p>【障がい者サービス】</p> <p>図書や視聴覚資料の宅配サービス</p> <table border="0"> <tr> <td>登録者</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>貸出数</td> <td>247点</td> </tr> <tr> <td>令和2年度貸出数</td> <td>94,630冊</td> </tr> <tr> <td>令和元年度貸出数</td> <td>124,460冊</td> </tr> <tr> <td>平成30年度貸出数</td> <td>138,531冊</td> </tr> </table> <p>新型コロナウイルス感染症対策として図書館を休館している間も、電話やメール、ファクシミリによる図書等の貸出を行いました。通常開館時に比べ貸出数は減少しました。</p>	雑誌（文藝春秋 外）	64誌	新聞（朝日新聞 外）	11紙	一般書	1,585冊	児童書	694冊	C D	20点	DVD	25点	登録者	2名	貸出数	247点	令和2年度貸出数	94,630冊	令和元年度貸出数	124,460冊	平成30年度貸出数	138,531冊	A
雑誌（文藝春秋 外）	64誌																							
新聞（朝日新聞 外）	11紙																							
一般書	1,585冊																							
児童書	694冊																							
C D	20点																							
DVD	25点																							
登録者	2名																							
貸出数	247点																							
令和2年度貸出数	94,630冊																							
令和元年度貸出数	124,460冊																							
平成30年度貸出数	138,531冊																							
ブックスタート・セカンドブック	<p>本と親しむきっかけ作りや家庭での読書を定着させることを目的に、4か月児健康診査時と小学校入学時に図書を1冊贈呈し、「家読（うちどく）」や「朝読（あさどく）」等の読書の機会を提供しました。</p> <p>ブックスタートは、感染症対策として受診者との接触時間を極力減らす目的から読み聞かせは行わず、読み聞かせ用ブックリストを配り、保護者へ本の見どころと読み方、読み聞かせの重要性と効果を説明しました。保護者から感謝の言葉をいただいています。</p> <p>セカンドブックは休校により、7月（通常は5月）に行い、学校判断によりボランティアによる読み聞かせは取りやめ、校長先生からの贈呈のみとなりましたが、新1年生は大変喜んでいました。</p>	A																						
一般向け講座等の開催	<p>例年開催しているイベントは、感染症対策のため全てが中止となりましたが、休館中も電話やメール、ファクシミリによる図書等の予約・貸出を行い、病院や高齢者施設への団体貸出も随時再開し、利用者の読書意欲に応えることができました。</p> <p>また、6月からの開館後は、机や椅子、会議室、貸出用PCなどの使用が制限される中で図書等の閲覧・貸出を行いました。</p> <p>12月以降は社会的距離を保つ形で、各種コーナーの使用を再開しました。</p>	—																						

<p>子ども向け催し物の開催</p>	<p>感染症対策のため中止となった学校巡回文庫と中学校への団体貸出は7月以降再開しました。イベントも中止となりましたが、本の読み聞かせと童歌による「オンラインおはなしだっこ」（毎月25日に配信）や童歌部分を再編集した「わらべうたコレクション」の動画配信を行い「家読（うちどく）」の推進を図りました。また、子ども読書まつりに代わり、子ども読書活動推進協議会委員によるブックトーク（テーマに沿って何冊かの本を紹介し、本や読書に興味を持たせる技法）を小中学生向けに動画配信を行い、読書に繋げることができました。</p> <p>6月からの開館後は館内施設の使用を制限していましたが、夏休み期間中の学生の勉強の場として、学習コーナーを再開させました。（利用者 77人）</p>	<p>B</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策事業 （図書館）</p>	<p>感染症拡大防止対策として、閲覧机に飛沫防止用アクリル板、玄関に消毒用アルコール噴霧器と検温器を設置、机、椅子、ドアノブ、図書検索機、利用者が触った図書など、人手に触れる場所の消毒を定期的に行い、利用者の安心安全を図りました。また、利用者の協力を得て来館者名簿を作製し、緊急時の備えとしました。</p> <p>図書については従来の人手によるアルコール消毒に代え、図書用除菌機を導入し利用された本を効率よく消毒し書棚へ戻すことができ、時間の短縮と安全と利便性を確保することができました。</p>	<p>A</p>
<p>方向性・課題</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため休館することとなりましたが、その中で図書等の貸出が可能か、イベントを開催する手立てはないかと検討し、休館中の貸出や「オンラインおはなしだっこ」の配信を行うことができました。感染症の見通しが立たない中でイベント再開の見極めが必要で、オンラインを利用した動画配信など引き続き本に接する機会の提供を進めます。</p> <p>施設においては、不具合箇所の修繕改修を進め、使いやすい施設を心掛けて維持管理に努めます。</p>	
<p>評価委員意見等</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため各種イベントが中止となったことは残念ですが、感染症の状況に応じて再開していただくとともに、インターネットを活用した企画も好評を得ているので、引き続き本に接する機会を提供するよう要望します。</p> <p>図書館資料は予算に限りがある中でニーズに合った整備を進めていただき、ブックスタート事業に続くセカンドブック事業では、本人が選んだ本を受け取ることにより、子ども達が喜びを直に感じており、今後も継続することを望みます。</p> <p>施設については、利用者の安全・安心に配慮した使いやすい施設の維持管理を図っていただきたいです。</p>	

10-3 芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用に努めます。		美術館
町の長い歴史に息づいた先人たちの文化遺産である絵画・書などを保存・展示し、広く一般の利用に供すること及び観光施設として地域振興に寄与することを目指します。		
主な実績	成 果	評点
展覧会開催事業	<p>芸術文化の振興のため、収蔵作品や借用作品による展覧会を開催しました。</p> <p>平松礼二館では4回の企画展、常設館では4回展示替えを行い、引き続き平松礼二名誉館長の湯河原十景作品等を展示し、併せて平松礼二名誉館長のアトリエを公開しました。また、近隣作家を紹介する現代作家展を2回開催しました。（一部展覧会は中止又は会期変更）</p> <p>特別展として「伊藤彫耳（いとうほうじ）展」及び「平松礼二館15周年記念展 睡蓮交響曲（前期）」を開催しました。</p> <p>総入館者 12,932人（令和元年度 20,609人）</p>	B
美術教育普及事業	<p>美術に関連した教育普及のため、実施予定であったギャラリートーク、アーティストトーク及びアトリエ案内については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。なお、平松画伯が実際に使用している画材や作品についてアトリエで公開しました。</p>	—
小・中学校関係事業	<p>美術に触れ合うことで、子どもたちの豊かな感性を育てるため、小中学生及び園児を対象に事業を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鑑賞教室 1回 計14人（元年度7回 計196人）</li> <li>・夏休み無料招待 8月1日～8月31日 196人</li> <li>・こどもギャラリー 1月21日～2月16日</li> </ul>	B
もみじライトアップ事業	<p>紅葉の時期に合わせ、美術館庭園のもみじをライトアップし、併せて美術館展示室の夜間開館を行い、観光誘客及び町民の癒しの場を創出する事業ですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。</p>	—

<p>新型コロナウイルス感染症対策事業 (美術館)</p>	<p>国庫補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、玄関出入口に消毒用アルコール噴霧器、検温器、受付には飛沫防止用アクリル板を設置し、体調確認用の入館者シートの記入やキャッシュレス決済の導入、多くの方が触るドアノブ、手すりなどをこまめに消毒する等入館者の安心・安全を図りました。</p> <p>また、展示室には空気中のウイルス除去の高度清浄加湿装置を設置し、混雑時の入場者数の調整やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの励行など観覧に際しても感染症対策を徹底しました。</p>	<p>A</p>
<p>美術館施設整備事業</p>	<p>国庫補助金を活用し、老朽化していた展示室等の空調設備9基の改修工事を実施し、空気の循環・換気を促進することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りました。</p>	<p>A</p>
<p>方向性・課題</p>	<p>「伊藤彫耳(いとうほうじ)展」及び「平松礼二館15周年記念展 睡蓮交響曲(前期)」を開催し、入館者の増を図りましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発出され、約2か月間の休館となり、また、各種事業も中止となったこと等もあり、総入館者数は、前年度比約38%減となりました。今後も「湯河原十景」作品を含む収蔵作品(寄贈・寄託約1,700点)による展覧会や特別展を充実するとともに、平松名誉館長の協力を得ながら「見えるアトリエ」事業を引き続き実施し、感染症対策を徹底しながら来館者の満足度を上げるよう努力していきます。</p> <p>また、もみじのライトアップ等のイベントや美術館の付帯施設としての庭園、ミュージアムショップ、カフェなどの事業の充実を図り、美術鑑賞以外の美術館の魅力を発信していきます。</p> <p>なお、美術館活動の基盤である美術資料の調査・研究・企画を行う専門職員の充実が課題となります。</p>	
<p>評価委員意見等</p>	<p>コロナ禍の中、感染症対策を徹底しながら、特別展や「見えるアトリエ」事業等を開催したことは評価できます。引き続き展覧会や事業の充実に努めて利用者の満足度を上げ、コロナ禍に対応できる工夫をしながら、入館者の増を図ってください。</p> <p>町立美術館に平松礼二画伯の「湯河原十景」を含む作品が集約されましたが、大変有意義なことですので、今後も引き続き、その活用を十分に図っていただきたいです。</p> <p>また、美術館で本物の絵を見ることは児童・生徒の感性を育む絶好の機会ですので、町の美術館として、鑑賞教室等教育普及事業を継続して実施していただきたいと考えます。</p> <p>なお、美術館活動を継続させるために、美術資料の調査・研究・企画を行う専門職員を充実されることを望みます。</p>	

11 町民一人ひとりのライフスタイルに応じた生涯スポーツの普及を推進します。	社会教育課	
町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を図ることができるよう、スポーツの普及と参加の促進を図ります。また、子どもたちの体力向上や、高齢者の健康の保持、体力向上について検討を行っていきます。		
主な実績	成 果	評点
湯河原温泉オレンジマラソン開催事業	生涯スポーツの振興と観光振興を目的としたイベントとしてマラソン大会を開催しています。 「2021湯河原温泉オレンジマラソン大会」は、実行委員会において新型コロナウイルス感染症の終息が見通しが立たない状況で、参加者、観客、運営スタッフの安全確保などを総合的に判断し、中止といたしました。	—
湯河原町体育協会補助金	湯河原町民の健康・体力の増進とスポーツレクリエーションの奨励・進行を図るとともに、健全なまちづくりを行うための町体育協会への補助金を交付しました。 令和2年度は、協会及び所属団体の各種事業の多くが実施できなかったことから、補助金の一部が町に戻入されました。 所属 15団体	A
スポーツ振興助成事業	町の社会体育の振興を図るため、県予選会を経て関東・東海及び全国大会等に準ずる大会に出場した選手に対し、大会参加に要する経費の一部を助成しました。 助成人数 1人 関東・東海大会出場 0人 全国大会出場 1人 国際大会出場 0人	A
町民レクリエーションの集い開催事業	誰でも参加できる行事として、住民の健康・体力の増進のほか、住民相互の親睦や異世代間の交流を行うことを目的としています。また、スポーツレクリエーションを体験し、体を動かすことの大切さを感じ、体力や健康の増進につなげるような事業を展開しています。 令和2年度の事業の開催については、実行委員会において新型コロナウイルス感染症の終息が見通しが立たない状況で、参加者、運営スタッフの安全確保などを総合的に判断し、中止しました。	—
各種大会開催事業	各種スポーツ大会を運営主管団体ごとに委託して開催しました。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、剣道大会以外の事業を中止しました。 〈体育協会〉 町民バレーボール【中止】 ママさんバレーボール（春季）【中止】 ママさんバレーボール（秋季）【中止】 柔道【中止】 〈スポーツ推進委員会〉 グラウンドゴルフ大会【中止】 ファミリーバドミントン大会【中止】 スポーツ・レクリエーションフェスティバル【中止】 〈スポーツ少年団〉 剣道 16チーム参加	—

<p>夏季プール開放事業</p>	<p>地域の小学生、中学生等の水泳を通じた体力作り及びコミュニケーションの場作りを目的としたプールの開放を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止しました。</p>	<p>—</p>
<p>町民体育館運営</p>	<p>平成28年度からは指定管理者制度を導入し、ヘルシープラザなど町内体育施設と連携したほか、自主事業などにより利用者の確保に努めました。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出や新型コロナワクチン接種会場となったため、臨時休館しました。 令和2年4月1日～5月31日、令和3年1月12日～3月21日：休館 令和3年3月22日～3月31日：ワクチン接種会場 なお、十分な新型コロナウイルス対策を施すことで、近隣施設より早く開館するなどし、利用者の増加を図りました。</p>	<p>A</p>
<p>弓道場運営</p>	<p>令和2年度7月から併用開始し、湯河原町弓道協会や、近隣市町村から多くの方が利用しました。 10月には弓道教室を開催し10名が参加しました。 令和3年3月に弓道大会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止しました。</p>	<p>A</p>
<p>ヘルシープラザ運営</p>	<p>平成28年からは新たに指定管理者を指定しましたが、前の指定管理者と同じ事業者のため、さらなる経費節減、効果的かつ効率的な運営に努めました。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出に伴い、臨時休館としました。 令和2年4月1日～5月31日、令和3年1月12日～3月23日：休館  なお、トレーニング室や自主事業なども人数制限を行うなど、十分な新型コロナウイルス対策を施すことで、利用者の増加を図りました。</p>	<p>A</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策事業 (社会教育課)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、検温アラームシステムを導入し、各種イベント等で活用しています。また、町民体育館及びヘルシープラザにおいて、更衣室等の換気扇改修工事を行い、感染症対策を講じました。</p>	<p>A</p>

<p>方向性・課題</p>	<p>運動・スポーツを通じて町民の心身の健康増進及び地域間、世代間のコミュニケーションを図ることができます。町民レクリエーションの集いや各種大会については、日頃の活動の成果やスポーツに親しむ機会が提供できるだけでなく、地域のコミュニティの場としても活用されています。</p> <p>今後の課題としては、大会には多くの人が集い、密になることが避けられない場面が多いことから、関係各所と協同し、新型コロナウイルス対策の検証をしっかりと行い、安全・安心な事業の開催が求められます。</p>
<p>評価委員意見等</p>	<p>生涯スポーツの普及全体について、個人で楽しむ競技以外である団体競技については、新型コロナウイルス対策を講ずることが難しいと考えます。</p> <p>湯河原温泉オレンジマラソンは、町外参加者が多く、更衣室やお手洗いなど密が避けられないことが課題となるかと考えます。町民の関係団体等のボランティアスタッフだけでは、対応が困難なことも予測されます。新型コロナウイルス感染症対策については、関係各所と大会の規模も含め、しっかりと協議・検証したうえで、安全安心な参加・運営が図られることを前提として開催されることを望みます。</p> <p>湯河原町体育協会補助金については、各部競技の活動・普及を積極的に行っていたきたいところですが、新型コロナウイルスの影響で、協会及び所属団体の活動の一部を見合わせたことも十分理解できます。各団体の活動再開に際しては、慎重にならざるを得ませんが、団体の維持及び活動の補助に努めていただきたいと思います。</p> <p>町民レクリエーションの集いについては、誰でも気軽に参加できる行事として、町民の健康・体力の増進のほか、住民相互の親睦や異世代間のコミュニティを形成することも目的としています。自治会を中心に町民が一堂に会して、賑わい楽しむ行事であることから、密を避けることは大変難しいことも理解できます。ついては、体を動かすことの大切さ、体力や健康の増進につなげるだけでなく地域コミュニティの核として、関係各所と大会の規模や種目等も含め、しっかりと協議・検証したうえで、安全・安心な参加・運営が図られることを前提として開催されることを望みます。</p> <p>各種大会開催事業については、日ごらの活動成果を発揮できる場であるとともに、誰でも気軽に参加できる種目もあり、健康体力の増進、参加者同士の親睦を図ることができます。新型コロナウイルス対策を考慮しながら、安全安心な運営を検証しながら、開催が可能な種目の開催を検討いただきたいと思います。</p> <p>町民体育館については、指定管理者制度を導入し、サービスの向上と効率的な運営を図っているところですが、空調設備の設置や、駐車場が整備され、利用者の利便性が向上されております。新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中は休館としましたが、解除後には早急に感染症対策が図られたことから、速やかに開館できたことは評価できます。現在はコロナワクチンの接種会場として活用されていますが、終了後は速やかに利用ができるよう体制を整えていただきたいと思います。</p> <p>弓道場は、総合運動公園においての再整備が終わり、令和2年7月から供用を開始されました。体育協会弓道部の支援を受けて開場し、弓道教室も開催できたことは評価できます。新型コロナウイルスの影響を受けて大会は見送りとなりましたが、今後の状況を見定めながら、開催に向けて検討を重ねていただきたいと思います。</p> <p>ヘルシープラザでは、「未病いやしの里の駅」として、引き続き「未病を改善する」取り組みをさらに進めていただくとともに、体を動かすことの楽しさや喜びを広く普及させていただきたいと思います。</p> <p>また、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中は休館としましたが、解除後には早急な感染症対策が図られたことから、速やかに開館できたことは評価できます。引き続き、トレーニング室の利用人数を制限するなど工夫を凝らしながら安全安心な運営に努めていただきたいと思います。</p>

12 国際化を推進します。		社会教育課
国際化の進展に対応するため、国際理解や国際感覚の醸成を図ります。		
主な実績	成 果	評点
親善都市子ども交流推進事業 (オーストラリア ポートス ティーンズ市)	<p>本町の将来を担う青少年が、地域に根ざした国際交流を体験することにより、国際的な視野や考え方の醸成を図ることを目的として実施しています。</p> <p>町内在住の中学2年生6人を現地へ派遣し、ホームステイや現地の学校への通学などを体験します。</p> <p>なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。</p>	—
方向性・課題	<p>青年期における諸外国との交流は、グローバルな視野や考え方を醸成するうえで、重要となっております。異文化の諸外国との相互理解を一層推進し、国際感覚を身につけた人材育成と、さらに魅力ある地域づくりにつなげるため、青少年の親善都市交流事業などを継続し実施しています。</p> <p>今後の課題として、新型コロナウイルスの感染症対策を受けて、オーストラリアへの渡航に際して、どのような制限がかかり、どのような形で進んで行くのかを注視し、事業が安全・安心に実施できるのか、しっかりと検討する必要があります。</p>	
評価委員意見等	<p>オーストラリア ポートスティーンズ市との親善都市交流については、毎年度中学生の国際的な視野や考え方の醸成を目的に実施しており、その経験を活かし、国際感覚に優れた人材が本町において活躍することを期待しております。国際化の進展に対応し活躍できる人材を育てる重要な事業と認識しています。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルスの全世界的な感染を受けて、日本及びオーストラリアの渡航の状況を把握し、関係機関との連絡を密に行うことで、安全・安心に事業を実施できるのか、しっかりと精査・検討を進めていただきたいと思います。</p>	

13 総合教育会議		学校教育課
教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図ります。		
主な実績	成 果	評点
総合教育会議の開催	<p>地域政策課が事務局となり、令和3年1月と令和3年3月に2回の会議を開催しました。</p> <p>「中学校給食について」、「教育大綱の改定について」及び「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」などの課題について、町との情報共有を図りました。</p>	A
方向性・課題	<p>教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、行政との連携強化を図っていきます。また、町長の策定した「湯河原町教育大綱」を町民、教育関係者と一体となって推進していきます。</p>	
評価委員意見等	<p>町部局と教育委員会との協議の場が設けられたことは、大変、有意義なことだと思います。課題に対する意見交換などによって、情報共有を図り、教育施設の充実と教育行政の一層の推進を願っています。</p> <p>また、中学校給食の実現については、給食室整備箇所を精査し、学校等の設備利用者や学校の意見及び保護者の意向を踏まえ、推進することを求めます。</p>	

## 4 事務点検・評価委員の総合評価

### (1) 総 評

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行うこととされています。

今回は、8回目の点検・評価となり、「令和2年度湯河原町教育委員会基本方針」に定める各施策について、教育委員会事務局職員から多くの資料により説明を受け、慎重に点検・評価を行いました。

当該事務局による達成度評価では、昨年度と同様にA、B、C、Dの4段階で、加えて新型コロナウイルス感染症により中止した事業を「一」と記載し、全88事業（前年度：77事業）について自己評価したものを、それぞれの項目ごとに事務局職員に事業の内容と自己評価の根拠等について詳細な説明を求め、各事業における意見の判断材料としました。

以下に、事務局職員からの説明や、教育委員会基本方針の12の柱ごとの評価委員の意見などを総合し、所管ごとに総合評価をします。

#### 【1 学校教育】

学校教育においては、5つの基本方針である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力」の育成、「信頼される学校づくり」の推進、「安全・安心な学校づくり」の推進、人と人とのふれあいを大切に、思いやりの心の育成、「人権教育」「人権啓発」の推進がさまざまな事業や学校運営において実施、または取り組まれており、その成果は、今後着実に表れてくるものと考えます。

教育委員会事務局と学校現場との意思疎通や連携は、毎月行われている学校訪問、校長会議、不定期の教頭会議や指導主事の訪問指導などによりの確、かつ強固なものであると見受けられます。今後もこの関係の継続を望みます。

令和2年度の事業の中で注目すべきものは「ICT教育推進事業」です。児童生徒1人1台に対して教育用タブレット端末を整備できたこと、また、町内小中学校にインターネット接続ができるよう無線LANを整備できたことは評価できるものであり、GIGAスクール構想を推進できたといえます。また、LTE回線については、町で全額負担していくことにより、学校以外のところでもインターネット環境が整備されますので、家庭でのオンライン授業等といった、これまでになかった選択肢ができ、更なる家庭学習の充実を図ることができると考えます。

また、令和2年4月から5月までの2ヶ月間が緊急事態宣言等による学校の臨時休業期間となっていました。その後6月に学校再開ができた中で、新型コロナウイルス感染症対策を迅速に推進できたことは非常に評価できます。保健衛生用品や備品等を整備するだけでなく、授業及び学校行事の実施方法についても、創意工夫が必要となる中で学校現場は苦慮されているところと考えます。今後も新型コロナウイルス感染症対策を徹底した学校運営を行い、児童生徒やその保護者、さらには教職員の安全を確保していただくよう要望します。

続いて、何点かの個別事業について評価いたします。まず、「学校給食費補助事業」において、通常为学校給食費を補助するだけでなく、学校再開後6ヶ月間の給食

費を全額補助できたことや、「要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援教育奨励費補助事業」にて特例的な対応を行い、より多くの世帯を決定することができたことは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計への支援ができたと評価できます。「教職員働き方改革推進事業」では、長期休業期間中に学校閉庁日を設け、超過する教職員の勤務時間を少しでも緩和することができたと考えます。今後は、整備を行った電話応答システムがより有効的に運用できるよう検討し、活用していく必要があります。

信頼される学校づくりの「小中学校児童生徒支援事業」では、支援を必要とする児童・生徒への対応として、支援教育アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを配置し、充実した支援が行われていることが評価できます。今後は、更なる支援充実を図るため、幼児期等からの各種相談等における情報を一元化できるシステム構築を検討することも必要です。また、学校生活に不慣れな児童・生徒に対し、学校生活支援や教科指導等の支援を継続的に実施することを望みます。

「教育支援教室推進事業」は、多様な理由により登校が難しい児童・生徒などを支援するため実施されており、一人でも多くの子どもたちが学校へ復帰するなど、充実した義務教育生活を送れることを望みます。

安全・安心な学校づくりでは、特別支援級等に在籍している児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を過ごせるよう、介助員を配置していることは、大変評価できます。継続して実施されるようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症対策のみだけでなく、冬季のインフルエンザ感染対策も同時に行えたことで、湯河原町における更なる感染拡大を抑制でき、医療現場のひっ迫を緩和することができたと考えられます。

人権教育及び人権啓発については、人権教育月間の実施、いじめ防止基本方針の改定、人権教育年間計画の策定・振り返りの実施及び教職員への研修などの実施状況は評価できます。また、「社会生活技能訓練委託事業（現在の ACT：アート・コミュニケーション・トレーニング）」は、導入後7年が経過し、報告書も作成され、成果が継続的に出てきていると考えます。

「教職員等研修事業」では、研修効果を上げるため、研修内容に応じて講義型だけでなく、参加体験型等の研修形式に工夫することも必要であると考えます。また、研修内容においても、教育への使命感や誇りなどを再認識させ、意欲を高めるものを計画するよう要望します。

また、中学校給食の実現については、学校等の設備利用者や学校の意見及び保護者の意向を踏まえ推進することを求めます。

## 【2 社会教育】

生涯学習、文化芸術、スポーツと幅広い分野に渡り振興を図るために、各種団体との連携を深めることで展開してきた各種事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、その事業の多くが開催を見送りました。

「町民大学運営事業」では、町民大学は開講を見送ることになりましたが、例年、定員である200人を超える受講の申し込みがあることから、定員や会場の見直しを検討する必要があると考えます。また、対面型の講義だけでなくSNSを活用したオンライン配信型の講義なども取り入れることで、新たな受講生を増やすことも検

討していく必要があると考えます。

「家庭教育学級開催事業」では、多様な生活様式に対応するため、保護者同士や地域をつなげることで、悩み事を一人で抱え込むことのないような環境づくりを進めていただきたいと思います。

「青少年相談員設置事業」では、青少年に関する様々な問題や相談に対して、知識と経験を有する専門相談員の配置は必須であると考えます。また、従来の相談活動はもとより、SNSの急速な進展に伴い変化する青少年の問題把握に努めていただきたいと思います。時代に沿った相談方法等が展開できるように、関係機関との連携体制拡充を図っていただきたいと思います。

「成人のつどい開催事業」では、会場において、検温、マスク着用、席の間隔を開けるなど3密を避けるよう配慮することで開催し、新成人の門出を祝うことができたことは一定の評価はできます。令和4年度から民法の改正を受けて、成人年齢が18歳に引き下げになりますが、20歳での開催を希望する声が多いことから、若者の成長をお祝いする事業として「二十歳のつどい」として実施していただきたいと思います。

芸術や文化活動については、不要不急の外出を控えるなど、人のながれや交流を深めることができない状況にあることから、「音楽会・文化祭開催事業」は中止しました。今後は、各サークルの活動が難しいことから、その存続自体も危ぶまれることが予測されますので、新型コロナウイルスの感染状況等を見定め、町広報誌などを活用し広く周知を図るなど支援策に努めていただきたいと思います。

「地域の歴史と文化の探訪事業」では、文化財や歴史的、文化的な資産については、保護するだけでなく、中学生に冊子『湯河原町の文化財』を配付することは、郷土への愛着を育むことにつながるもので、継続して実施いただきたいと思います。

「湯河原温泉オレンジマラソン開催事業」では、大会への申込みは、町外参加者が多いことから、新型コロナウイルス感染症対策について、関係各所と大会の規模も含め、しっかりと協議・検証したうえで、安全・安心な参加・運営が図られることを前提として開催されることを望みます。

「弓道場運営」では、総合運動公園において弓道場の再整備が終わり、令和2年7月から供用が開始されましたが、コロナ禍の中、弓道教室の開催ができたことは評価できます。新型コロナウイルスの影響により大会は見送りとなりましたが、今後の状況を見定めながら、開催に向けて検討を重ねていただきたいと思います。

「ヘルシープラザ運営」では、ヘルシープラザは緊急事態宣言中は休館としましたが、解除後には早急な感染症対策により、速やかに開館できたことは評価できます。引き続き、トレーニング室の利用人数を制限するなど工夫を凝らしながら安全・安心な運営に努めていただきたいと思います。

「親善都市子ども交流推進事業」では、毎年度中学生の国際的な視野や考え方の醸成を目的に実施しており、国際化の進展に対応し活躍できる人材を育てる重要な事業と認識しております。今後は、日本及びオーストラリアの渡航の状況を把握し、関係機関との連絡を密に行うことで、安全・安心に事業を実施できるのか、しっかりと精査・検討を進めていただきたいと思います。

### 【3 図書館】

図書館においては、幅広い年齢層の方に利用され、豊富な資料の整備が求められております。限られた予算ですが、今後も利用者のニーズに応えた資料の整備と、サービスの向上に努めていくことを要望します。

子ども読書活動の推進では、感染症対策のため各種イベントが中止となりましたが、状況を見極めて事業を進めていただきたいと思います。また、第四次計画の策定も進めてください。

学校図書館の活性化では、引き続き図書館司書が司書教諭や学校司書、学校支援ボランティアと連携し、学校図書館の配架など環境整備を行っており、子どもの読書も活発になってきておりますので、今後も継続して利用しやすい学校図書館の運営支援を要望します。

施設整備では、施設の維持管理のほか、衛生面の強化が図られ、新型コロナウイルス感染症の対策が行われました。今後も利用者が安心して利用できる施設の運営を要望します。

#### 【4 美術館】

美術館では、町の長い歴史に息づいた先人たちの文化遺産である絵画・書などを展示・保存し、教育施設及び観光施設として大きな役割を果たしており、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、感染症対策を徹底しながら、特別展や「見えるアトリエ」事業等を開催したことは評価できます。今後も、付帯施設として、庭園、ミュージアムカフェ、ミュージアムショップを充実させ、来館者の便益に配慮した運営を心がけていただきたいと思います。

「展覧会開催事業」では、収蔵品による湯河原にゆかりのある作品の展示をはじめ、平松礼二画伯の常設展示、町内在住及び近隣作家の作品展示など多彩な展覧会活動を行っています。令和2年度は、「伊藤彫耳（いとうほうじ）展」及び「平松礼二館 15周年記念展 睡蓮交響曲（前期）」を開催し、町民の文化活動や観光振興に貢献しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、ギャラリートーク、アーティストトーク及びアトリエ案内は中止しましたが、美術鑑賞教室は、児童・生徒の感性を育む絶好の機会であるため、継続して実施していただきたいと思います。

「湯河原十景」をはじめ、平松画伯の作品が集約されましたが、大変有意義なことですので、今後は活用を十分に図っていただきたいと思います。

施設整備では、国庫補助金を活用しながら一部空調設備の改修により改善が図られましたが、建物や設備が老朽化してきていることから、作品の良好な保存、来館者へのサービス向上のためにも引き続き維持管理に努めていただきたいと思います。

#### 【5 教育委員会】

教育委員会においては、毎月定例会を開催し、教育行政の推進や振興のための様々な課題や問題に対応していただくとともに、学校行事やイベントへの出席、研修会や他の教育委員会との連携など、年間を通して活発に活動されています。

教育委員会は、教育長と4人の教育委員による合議制の執行機関であり、今後も、公正、中立の立場で、教育行政諸問題に取り組み運営されるよう望みます。

また、平成27年4月に設置された総合教育会議は、町長と教育委員会とが、協

議及び調整を行い、連携して効果的に教育行政を推進するために設置され、令和2年度においては、「中学校給食について」、「教育大綱の改定について」、「教育大綱に係る基本目標の重点項目に対する検証について」などを審議し実施に至っており、今後も定期的に実施されることを望みます。

## (2) 今後の課題

今後の課題として、新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、緊急事態宣言の発出や学校臨時休業といったこれまでに経験したことがない社会情勢の中、学校現場においても感染症対策を徹底した学校運営に努めなければならず、予断を許さない状態であると考えられます。学校の性質上、人が多く集まる空間を生みやすくなってしまいが、各学校において適切な感染症対策を講じることで、今後も持続して、安全・安心な環境の中で教育を提供できるよう強く要望します。

また、全体的なこととして、小中学校及び文化・スポーツ施設は、経年劣化が進んでおり、様々な施設改修や修繕が必要と考えられます。一方で、少子高齢化などにより人口減少が進む中、このような教育施設の公共施設としての必要性などを検討しなければなりません。

学校施設については、湯河原町学校施設長寿命化計画を実施するうえでは、長期的な展望で、児童・生徒数、配置のあり方など多方面にわたり検討する必要があると考えます。

学校教育における課題としては、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が増えていることから、スタディサポートや介助員の継続的な配置や外国語に対応した支援員の配置が必要と考えます。

学校運営においては、地域性が薄れる中、子どもを取り巻く環境は多様化し、厳しい状況にあると考えます。そのような中、地域、保護者、学校などが連携するとともに、地域に開かれた学校として運営していくため、学校運営協議会のような組織形態を構築し、様々な課題を共有しながら取り組まれるよう要望します。

また、教職員の働き方改革については、勤務時間の把握に努めているとのことですが、更なる推進により、教職員が心身ともに健康で、児童・生徒に向き合う時間の充実を図り、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう望みます。

社会教育では、多種多様な事業を広く開催していますが、参加者やスタッフなど人員や人材確保も課題となっています。さらに、新たな課題として、新型コロナウイルス感染症の蔓延による安全確保についても考慮しなければならず、苦慮されるものと考えます。

開催にあたっては、幅広い世代の町民のニーズを把握したうえで、事業を展開し、新たな学びの機会を提供するとともに、積極的な各種事業の周知、情報の発信をしていただきたいと思います。

図書館、美術館では、さまざまな展示会やセミナー等の内容をより充実させ開催していただきたいと思います。今後、老朽化している施設面における取り組みを要望します。

最後に、教育行政を取り巻く社会情勢は、日々変化しており、様々な課題や諸問題が発生しております。

このような課題や諸問題に、迅速かつ適切に対応できるように教育委員会では、

行政域を超えた県西地域2市8町との連携も図りながら、家庭、地域、学校、町行政が連携のもと、教育全般にわたり総合的に取り組めるよう努力していくことを要望します。

## 5 教育委員会事務点検・評価委員会開催経緯

回	開催日	内 容
第1回	令和3年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・評価事務の進め方について</li> <li>・令和3年度教育委員会の点検・評価（令和2年度事務事業対象）について</li> </ul>
第2回	令和3年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度教育委員会の点検・評価（令和2年度事務事業対象）の委員意見について</li> <li>・委員の総合評価（総評、今後の課題）について</li> </ul>
第3回	令和3年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度教育委員会の点検・評価（令和2年度事務事業対象）の委員意見の修正箇所について</li> <li>・委員の総合評価（総評・今後の課題）について</li> <li>・令和3年度教育委員会の点検・評価の全体的な取りまとめについて</li> </ul>
第4回	令和3年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度教育委員会の点検・評価の全体的な取りまとめについて</li> </ul>

## 6 参考資料

### (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### (2) 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会設置運営規則

#### 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会設置運営規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の点検及び評価を行うため、湯河原町教育委員会事務点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が前年度に湯河原町教育委員会基本方針で定めた施策に関する事務の点検及び評価を行い、審議する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、その担当事務以外に必要と認める事務を加えることができる。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、湯河原町の教育に関し学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第 5 条 委員会は、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会が必要であると認めるときは、関係職員の委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告書の作成等)

第8条 委員会は、教育委員会の事務の点検及び評価を行った場合は、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告書を議会に提出するとともに、湯河原町ホームページで公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、委員会主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。